

教育福祉常任委員会記録

令和6年 第1回定例会	
1 日 時	令和6年3月13日（水） 午前10時00分 開会 午後 2時31分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	佐 藤 誠 委員長 増 渕 靖 弘 副委員長 鹿 妻 武 洋 委員 仲 田 知 史 委員 早 川 勝 弘 委員 舩 生 雅 秀 委員 大 貫 桂 一 委員 阿 部 秀 実 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長 石 川 さやか 副議長 橋 本 勝 浩 議員 梶 原 隆 議員
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	萩原 課長補佐兼庶務係長 湯澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	2名

教育福祉常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1 名
教育長		中村 仁	1 名
行政経営部	税務課長	鈴木 智久	1 名
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	13 名
	厚生課長	羽山 好明	
	障がい福祉課長	山形 弘行	
	高齢福祉課長	中村 陽子	
	介護保険課長	根本 幸子	
	保険年金課長	谷津 勝也	
	健康課長	東城 朋子	
	健康増進担当	古橋 芳一	
	障がい福祉課長補佐	高根澤秀明	
	高齢福祉課長補佐	長谷川ルミ	
	介護保険課長補佐	柏熊 葉子	
	厚生課地域福祉係長	齋藤 典子	
	保険年金課保険給付係長	小出 希	
こども未来部	こども未来部長	杉山 芳子	6 名
	子育て支援課長	大貫 照実	
	保育課長	小堀満美子	
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸	
	子育て支援課長補佐	福田 昌子	
	こども・家庭サポートセンター所長補佐	阿部 晴江	
教育委員会事務局	教育次長	郷 昭裕	11 名
	教育総務課長	佐藤 靖	
	学校教育課長	田仲 史枝	
	生涯学習課長	金子恵美子	
	文化課長	高橋 学	
	スポーツ振興課長	神山 悦雄	
	学校給食共同調理場長	平田 昌代	
	図書館長	大貫 陽子	
	川上澄生美術館事務長	向田 和子	
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久	
	学校教育課指導指導主事	吉江 紫	
合 計			33 名

教育福祉常任委員会 審査事項

- | | | |
|----|-----------|--|
| 1 | 議案第 1 号 | 専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 0 号）） |
| 2 | 議案第 2 号 | 令和 6 年度鹿沼市一般会計予算について |
| 3 | 議案第 3 号 | 令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について |
| 4 | 議案第 5 号 | 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計予算について |
| 5 | 議案第 6 号 | 令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 6 | 議案第 1 1 号 | 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 1 号）について |
| 7 | 議案第 1 2 号 | 令和 5 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 8 | 議案第 1 3 号 | 令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 9 | 議案第 2 8 号 | 鹿沼市適応指導教室条例の一部改正について |
| 10 | 議案第 2 9 号 | 鹿沼市学童保育館条例の一部改正について |
| 11 | 議案第 3 0 号 | 鹿沼市介護保険条例の一部改正について |
| 12 | 議案第 4 3 号 | 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 13 | 議案第 4 4 号 | 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 2 号）について |
| 14 | 陳情第 1 号 | 新型コロナワクチンの副反応報告の件数
予防接種健康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求める陳情 |

令和6年第1回定例会 教育福祉常任委員会概要

○佐藤委員長 開会に先立ちましてお願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話願います。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまより、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案13件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第1号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 おはようございます。

厚生課長の羽山です、よろしく願いいたします。

議案第1号 専決処分の承認について 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)について、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

15款 国庫支出金 2項1目 総務費国庫補助金、右側4ページの説明欄2行目になりますが、地方創生臨時交付金、3億8,475万円の増につきましては、国が実施する、デフレ完全脱却のための総合経済対策のうちの低所得世帯に対する物価高騰重点支援給付金に係る補助金で、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について、説明いたします。

5ページをお開きください。

3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費 右側6ページの説明欄の○、「物価高騰緊急支援給付金給付事業費」 3億8,475万円の増につきましては、歳入で説明いたしました、低所得世帯に対する給付金の給付に係る事業費で、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円、及び、低所得子育て世帯に対し、18歳以下のお子さん1人当たり5万円を給付するための扶助費、並びに、給付にかかる事務費を計上するものであります。

なお、低所得子育て世帯に給付する5万円の給付金につきましては、今回の住民税均等割のみ課税世帯、及び、前回12月の議会で補正をさせていただきました、住民税均等

割非課税世帯、7万円を給付するものでございますが、こちらが対象となります。

以上で、議案第1号 専決処分の承認について 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい。おはようございます。

早川です。

9ページなのですが、今ご説明のものが、おそらく、繰り越しという表現になっているので、これが具体的にいつ頃実施できるかの見通しがわかれば教えてください。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○羽山厚生課長 はい。こちらの9ページにつきましては、今回の補正をさせていただきました、3億8,475万円のうち、3億8,336万6,000円、いわゆるほとんどの額を繰り越しするというふうなことで出させていただきました。

これは、年度内に給付を開始するのが、ちょっと難しいのかというふうなことで、ちょっとほとんどの額を繰り越しをさせていただき予定でございましたが、実は、今回の補正につきましては、専決でやらせていただきまして、それで、今、その給付の準備を進めているところで、できるだけ早く給付したいというふうなことで、実は先週、3月の7日に、専用システムの供給を受けました。

それで、今現在、前回7万円を給付しました世帯で、子育て加算の対象となる世帯に対しましては、実は振り込み口座などのデータが、もう既にこちらであることから、プッシュ的に支給が可能となります。

ですので、実はこの7万円の子育て世帯に関しましては、今週月曜日、3月11日に通知の発送をさせていただきました。

それで、こちらのほうが、口座の変更ですとか、お子さんのこの人数などに変更がなければ、予定ですと3月28日、こちらに、5万円をそれぞれ振り込むというふうな、今進めているところでございます。

ですので、実際には、こちら、繰り越し額よりも、多く、年度内に、いわゆる支出する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○早川委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑ありませんか。

阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

お願いします。

今、早川委員のほうから詳細を求めましたが、低所得者世帯10万円で、子供1人当た

り5万円ということで、これは、低所得者で子供のいる世帯の場合には、どういうふうになるのでしょうか。

○佐藤委員長 はい、どうぞ。

○羽山厚生課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

低所得世帯、いわゆる、失礼しました。

均等割の課税世帯のほうになるかと思うのですけれども、こちらの課税世帯とその課税世帯に対しての子育てへの加算につきましては、今現在、確認書を送付する準備を進めております。

それで、その確認書の送付が、できれば今月下旬か4月の上旬には一度送付をいたしまして、その後、その内容をご確認いただいて、口座の情報ですとか、そういったものを返送いただき、確認できた方から、順次振り込みをしたいというふうに考えておりますので、早ければ、4月の中旬ぐらいになるのかなというふうなことで考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかに、大貫委員。

○大貫委員 例えば、この15万円にしろ、7万円にしろ、一度、過去にはもらう、別なものはもらったという例があって、その中で、今回もらえなくなったという人もいるかと思うのです、要件によって。

例えば、扶養になんかおとってしまうと、この要件からはずれるとかというのを聞いたことがあるのですけれども、どういったときにはずれますか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○羽山厚生課長 そうですね、これにつきましては、過去に、令和3年度から何回かに分けて、給付されているわけですが、やはりそれぞれに基準日というものがございします。

それで、その基準日においてどうかというふうなことでございまして、ただいま大貫委員のほうで話がございましたように、確かに扶養に、その世帯全体というか、が扶養にとられていると、その給付から、今回ののは漏れてしまうと。

ただ、そういった世帯に対しましては、来年度行われます、定額減税ですかね、の減税のほうの対象になるのかなというふうなことではちょっと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第1号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第2号 令和6年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 はい、厚生課長の羽山です。

続けてよろしく願いいたします。

議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書の15ページをお開きください。

下のほうの段になりますが、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 右側 1節 社会福祉費国庫負担金の説明欄6行目、障害者自立支援事業費国庫負担金 15億870万6,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、国の負担金を計上するものであります。

次に、同じ民生費国庫負担金 3節 生活保護費国庫負担金の説明欄3行目、生活保護扶助費国庫負担金 7億9,916万4,000円につきましては、生活保護法に基づき支弁する費用の、国の負担金を計上するものであります。

次に、21ページをお開きください。

上から2段目、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 右側 1節 社会福祉費県負担金の説明欄2行目、国民健康保険基盤安定県負担金 2億6,112万7,000円につきましては、保険基盤安定制度における低所得者軽減の対象額に対する県の負担金を計上するものであります。

次に、同じ説明欄、3行目、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 2億2,523万5,000円につきましては、保険基盤安定制度における低所得者軽減の対象額に対する県の負担金を計上するものであります。

次に、同じ説明欄、6行目、障害者自立支援事業費県負担金 7億5,435万2,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に係る、県の負担金を計上するものであります。

次に、その下、3段目 16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 1節の社会福祉費県補助金ですが、次の23ページをお開きください。

右側の説明欄、上から3行目、介護保険施設整備事業費県補助金 2億1,427万2,000円につきましては、介護保険施設整備及び開設準備に対する県補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

ページ飛びますが、83ページをお開きください。

2 段目、3 款 民生費、1 項 1 目 社会福祉総務費ですが、すみません、85 ページを、すみません、お開きください。

同じ 1 目 社会福祉総務費ですが、右側の説明欄 2 つ目の○、社会福祉協議会運営補助金 1 億 4,408 万 9,000 円につきましては、鹿沼市社会福祉協議会への運営補助金でありまして、人件費や地区社協への活動費、施設管理費が主なものであります。

次に、同じ説明欄、下から 2 つ目の○、後期高齢者医療広域連合負担金 10 億 6,613 万 1,000 円につきましては、広域連合が行う、後期高齢者医療の医療給付及び事務費等の運営にかかる経費を定率負担するものであります。

次に、87 ページをお開きください。

同じく、1 節 社会福祉総務費の右側の説明欄 1 つ目の○、国民健康保険特別会計繰出金 6 億 8,953 万 8,000 円、その下、2 つ目の○、介護保険特別会計繰出金 13 億 687 万円、その下、3 つ目の○、後期高齢者医療特別会計繰出金 4 億 577 万 1,000 円につきましては、一般会計からそれぞれの特別会計に繰り出しをするものであります。

次に、その下の欄、2 目 障害福祉費 右側の説明欄 3 つ目の○、障害者自立支援事業費 30 億 3,629 万 2,000 円につきましては、更生医療などの医療扶助費、補装具給付費及び介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービス給付費の扶助費が主なものであります。

次に、同じ説明欄、その下、4 つ目の○、地域生活支援事業費 1 億 4,783 万 2,000 円につきましては、基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの事業運営委託料、並びに日常生活用具給付、日中一時支援事業などの扶助費が主なものであります。

次に、91 ページをお開きください。

同じく、障害福祉費ですが、右側の説明欄 2 つ目の○、重度心身障害者医療対策事業費 1 億 6,078 万 7,000 円につきましては、心身に重度の障害のある方が、病院等で診療を受けたときに支払う、保険診療費の自己負担分を助成するための扶助費、これが主なものであります。

次に、同じ説明欄、その下、3 つ目の○、重度心身障害者福祉手当費 1 億 2,315 万 9,000 円につきましては、重度心身障害者福祉手当など、各種手当を支給するためのものであります。

次に、下の欄、3 目 高齢者福祉費ですが、93 ページをお開きください。

右側の説明欄 2 つ目の○、在宅高齢者支援事業費 7,933 万 4,000 円につきましては、紙おむつ給付、補聴器購入助成、介護手当などの扶助費及び、ほっとホーム、ほっとサロンの運営費が主なものであります。

次に、95 ページをお開きください。

同じく、高齢者福祉費ですが、右側の説明欄 4 つ目の○、高齢者いきがい対策事業費 3,945 万 3,000 円につきましては、老人クラブやシルバー人材センターなどの運営に対する補助金が主なものであります。

次に、同じ説明欄、下から2つ目の○、介護保険施設整備事業費 2億 1,427 万 2,000 円につきましては、広域型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの施設整備、並びに開設準備のための補助金であります。

次に、少し飛びますが、105 ページをお開きください。

下の欄、3 款 民生費、2 項 3 目 こども支援費ですが、こちら、すみません、109 ページをお開きください。

同じこども支援費 右側の説明欄 2 つ目の○、出産・子育て応援事業費 5,342 万 5,000 円につきましては、出産・子育て応援ギフトや伴走型相談支援の出産・子育て応援事業の扶助費が主なものであります。

次に、下の段、3 款 民生費 3 項 1 目 施行事務費ですが、すみません、次の 111 ページをお開きください。

同じ施行事務費 右側の説明欄 2 つ目の○、生活保護運営対策事務費 4,255 万 6,000 円につきましては、生活困窮者への相談支援や、生活困窮世帯のお子さんへの学習支援を実施するための委託料が主なものであります。

次に、下の欄の 2 目 扶助費の説明欄 2 つ目の○、生活保護扶助費 10 億 4,067 万円につきましては、生活保護被保護者に対する各種の扶助費を計上するものであります。

次に、113 ページをお開きください。

下の段、4 款 衛生費 1 項 1 目 保健指導費 右側の説明欄 4 つ目の○、子育て保健サービス事業費 9,061 万 4,000 円につきましては、妊産婦健康診査の委託料、及び、不妊治療の扶助費が主なものであります。

次に、117 ページをお開きください。

下の欄、2 目 予防費 右側説明欄 1 つ目の○、予防接種費 2 億 6,001 万 7,000 円につきましては、BCG や五種混合、水痘、高齢者肺炎球菌ワクチン、ロタウイルス感染症などの定期予防接種、及び子供のインフルエンザ、带状疱疹ワクチンの任意予防接種の医薬材料費、並びに委託料が主なものであります。

なお、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、接種費用が未定のため、当初予算には含まれておりません。

次に、119 ページをお開きください。

同じ予防費 右側の説明欄の○、がん予防対策事業費 8,954 万 6,000 円につきましては、胃がん、肺がんなどの各種がん検診にかかる集団検診と個別検診の委託料が主なものであります。

次に、123 ページをお開きください。

下の欄、4 目 診療所費 右側の説明欄一番下の○、休日・夜間急患診療所費 3,003 万 8,000 円につきましては、休日・夜間急患診療所における診療の委託料が主なものであります。

次に、125 ページをお開きください。

2つ目の○、5目 広域救急医療対策費 右側の説明欄、1つ目の○、病院群輪番制病院運営等事業費 8,110万円につきましては、上都賀総合病院、御殿山病院、西方病院への2次救急運営に対する補助金が主なものであります。

以上で、議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 おはようございます。

子育て支援課長の大貫です。

どうぞよろしくお願いいたします。

議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書、9ページをお開きください。

2番目の段、13款 分担金及び負担金 1項2目 民生費負担金の説明欄、1節 社会福祉費負担金のこども発達支援センター通園負担金 4,829万8,000円につきましては、「鹿沼市 こども発達支援センターあおば園」における療育及び発達相談事業に対する「栃木県国民健康保険団体連合会」からの運営負担金であります。

その下の、2節 児童福祉費負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金 1億1,361万4,000円及び、その下の保育所運営費扶養者負担金 1,780万4,000円につきましては、市内外の民間保育園並びに市内公立保育園に入所する、ゼロ歳から2歳児クラスの保育料収入であります。

次に、15ページをお開きください。

2番目の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金の説明欄、2節 児童福祉費国庫負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 11億7,519万6,000円につきましては、民間保育園や認定こども園などに支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は2分の1となります。

その下の児童手当費国庫負担金 8億6,877万8,000円及び、次の児童扶養手当費国庫負担金 1億820万円につきましては、それぞれの手当の支給に係る負担金であります。

次に、17ページをお開きください。

2番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄、2節 児童福祉費国庫補助金の児童福祉総務事務費国庫補助金 1億2,305万7,000円につきましては、延長保育や一時預かり、地域子育て支援センター、放課後児童健全育成事業などの事業に伴う補助金であります。

その下の児童福祉施設整備事業費国庫補助金 105万6,000円につきましては、民間保育園の防犯カメラ整備にかかる補助金であります。

その下、ひとり親家庭福祉対策費国庫補助金 792 万 9,000 円につきましては、ひとり親家庭の自立のための資格取得等を支援する給付金に係る補助金であります。

その下、家庭こども相談事業費国庫補助金 1,041 万 3,000 円につきましては、児童虐待防止対策業務を行う家庭相談員の報酬及び子どもの居場所事業に係る補助金であります。

次に、21 ページをお開きください。

2 番目の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄、2 節 児童福祉費県負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 5 億 8,759 万 8,000 円につきましては、国庫負担金同様に民間保育園や認定こども園などへ支払う保育の委託費等の負担金で、補助率は4分の1になります。

次の、児童手当費県負担金 1 億 9,255 万 7,000 円につきましては、国庫負担金同様、児童手当の支給に係る県の負担金であります。

次に、23 ページをお開きください。

16 款 県支出金 2 項 2 目 民生費県補助金の説明欄、2 節 児童福祉費県補助金の児童福祉総務事務費県補助金 1 億 1,732 万 5,000 円につきましては、国庫補助金同様に延長保育や一時預かり、地域子育て支援センター及び放課後児童クラブなどの事業に伴う補助金であります。

その下、施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 1 億 2,050 万 5,000 円につきましては、特別保育事業や10月から実施されます第2子保育料免除事業に対する県の補助金であります。

次に、3 目 衛生費県補助金の説明欄、1 節 保健衛生費県補助金の下から3行目、こども医療対策事業費県補助金 1 億 5,935 万 2,000 円につきましては、こども医療費助成に係る県の補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

89 ページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 2 目 障害福祉費の説明欄、1 番目の○、こども発達支援センター運営費 6,830 万 4,000 円につきましては、「あおば園」における小児科医・理学療法士などの専門指導者への報酬や、療育に係る給付費等施設の運営に係る費用であります。

次に、99 ページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 6 目 女性青少年費の説明欄、下から2番目の○、結婚対策費 1,442 万 9,000 円につきましては、結婚に伴う新たな生活を経済的に支援する結婚新生活支援補助金が主なものであります。

次に、103 ページをお開きください。

3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄、2 番目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 30 億 244 万 6,000 円につきましては、民間保育園、認定こども園、幼稚園等への委託費や負担金及び特別保育事業に対する推進費補助金などが主なもので

あります。

次に、3番目の○、児童福祉施設整備事業費 158万4,000円につきましては、防犯カメラ設置にかかる民間保育園2園への補助金であります。

次に、2目 保育所費の説明欄、1番目の○、保育所運営費3億5,570万5,000円につきましては、公立保育園7園の運営経費で、会計年度任用職員保育士等の報酬や給食賄い材料費などが主なものであります。

次に、105ページをお開きください。

3款 民生費 2項 3目 こども支援費の説明欄、2番目の○、児童手当費 12億5,424万7,000円につきましては、中学校修了時までの児童を養育している親などに支給する児童手当が主なものであります。

次に、一番下の○、放課後児童健全育成事業費 2億3,553万5,000円につきましては、市内31カ所の放課後児童クラブへの運営委託料が主なものであります。

107ページをお開きください。

こども支援費が続きます。

説明欄の1番目の○、ひとり親家庭福祉対策費 1,558万4,000円につきましては、母子生活支援施設入所措置費や、ひとり親家庭の自立のための資格取得等を支援するための給付金が主なものであります。

次に、3番目の○、児童扶養手当費 3億2,469万3,000円につきましては、児童を養育しているひとり親等に支給する児童扶養手当が主なものであります。

次に、一番下の○、家庭こども相談事業費 4,403万7,000円につきましては、109ページに続きますが、児童虐待のほか、養育に支援が必要な家庭の相談事業に係る費用として、子どもの居場所事業委託料や、生活困窮家庭に対する緊急支援などを行う要保護児童等対策支援事業委託料が主なものであります。

引き続き、109ページをご覧くださいと思います。

こども支援費になりますが、説明欄、1番目の○、こどもの遊び場管理運営費 2,068万1,000円につきましては、鹿沼市花木センター内のこどもの遊び場の指定管理料が主なものであります。

少し飛びますが、125ページをお開きください。

4款 衛生費 1項6目 子育て支援保健対策費の説明欄の○、こども医療対策事業費 4億1,834万6,000円につきましては、子供の医療費を現物給付などにより助成する医療扶助費が主なものであります。

さらに飛びますが、229ページをお開きください。

2番目の段、10款 教育費 6項1目教育振興費の説明欄の○、幼児教育推進事業費 2,260万7,000円につきましては、幼稚園の一時預かり事業費が主なものであります。

以上で、議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算」のうち、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 おはようございます。

教育総務課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、議案第2号 「令和6年度鹿沼市一般会計予算」のうち、教育委員会が所管します主な歳入・歳出についてご説明をさせていただきます。

まず、主な歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書の13ページをご覧いただきたいと思います。

14款 使用料及び手数料 1項8目 教育使用料、右側のページになります。2つ目の欄、2節 保健体育使用料の説明欄、1行目、体育施設使用料 4,013万円につきましては、自然の森総合公園をはじめ、市内体育施設の使用料であり、使用料の変更及び実績等により算定し、計上したものであります。

次に、19ページをお開きください。

15款 国庫支出金、2項5目 教育費国庫補助金の1つ目の欄、小学校費国庫補助金の説明欄2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金 4,312万3,000円につきましては、菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給水設備外改修工事に対する交付金であり、交付率につきましては、3分の1となっております。

次に、27ページをご覧いただきたいと思います。

上の段、16款 県支出金、3項5目 教育費県委託金の欄、保健体育費県委託金の説明欄2行目、生涯スポーツ振興事業費委託金 410万7,000円につきましては、幼児期からの運動習慣形成プロジェクトに対する委託金であります。

次に、35ページをお開きください。

1段目、21款 諸収入 3項5目 教育費貸付金元利収入の説明欄2行目、奨学金貸付金元金収入 9,968万3,000円につきましては、奨学金貸付金等に対します元金返済分を計上したものであります。

次に、2段目、4項2目 教育費収入の説明欄2行目、学校給食共同調理場給食事業費収入 4億632万2,000円につきましては、共同調理場・各地区共同調理場及び単独実施校の給食を受ける児童・生徒・教職員等7,518人分の給食費の収入でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

なお2,000万円を超える事業などのうち、主なものについてご説明をさせていただきます。

飛びまして、61ページをご覧ください。

2款 総務費 1項8目 財産管理費の説明欄、一番上の○、市民情報センター維持管理費 7,744万1,000円につきましては、宮ビルサービス株式会社に委託する指定管理料 5,827万9,000円が主なものであります。

次に、67ページをお開きください。

3つ目の欄、2款 総務費 1項13目 芸術文化振興費の説明欄の○、市民文化セン

ター管理運営費 2億 581 万 7,000 円につきましては、公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団に委託する指定管理料が主なものであります。

次に、69 ページをお開きください。

説明欄の一番上の○、市民文化センター施設整備事業費 1,630 万 2,000 円につきましては、主に経年劣化が進みます市民文化センター、通称かぬまケーブルテレビホールになりますけれども、こちらの整備計画を策定するための劣化診断等の委託経費になってございます。

次に、71 ページをご覧ください。

14 目 生涯学習費の説明欄、一番上の○、自然体験交流センター管理運営費 4,688 万 2,000 円につきましては、フロントや宿直などの会計年度任用職員の賃金及び光熱水費、警備委託などの施設の維持管理や運営に要する経費でございます。

次に、飛びまして、195 ページをご覧ください。

10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄、一番上の○、公立学校非常勤講師報酬 1 億 9,102 万 9,000 円につきましては、小中学校の非常勤講師 58 人分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

令和 6 年度は、外国人児童生徒等の日本語指導・支援に携わる非常勤講師を 1 名雇用する予定でございます。

次に、2 番目の○、教育相談専門員報酬 4,176 万 6,000 円につきましては、いじめや不登校をはじめ、発達に関する相談など、様々な案件に対応する教育相談専門員 13 人分の報酬、手当、旅費を計上するものであります。

次に、説明欄、一番下の○、奨学金等貸付事業費 7,849 万 5,000 円につきましては、新規の貸し付け者 55 人、継続貸し付け者 119 人、合計 174 人に対します貸付金が主なものであります。

次に、197 ページをお開きください。

説明欄、一番下の○、教育研究所事業費 2,502 万 1,000 円につきましては、学校教育の充実を図るため、教育相談や不登校など、様々な教育課題に対応、研究する経費となっております。

令和 6 年度は、教育相談業務の強化と、特に不登校対策などの増大する教育課題に対応するため、総合教育研究所内に教育支援センターを新設をいたしまして、教育支援センター長 1 名、スクールカウンセラー 1 名分の新規予算を計上してございます。

さらに、教員が指導や教材研究に注力できるよう、昨年度から 12 名を増員しまして合計 24 名分の「教員業務支援員」の予算を計上しております。

次に、199 ページをお開きください。

説明欄の一番上の○、スクールバス管理費 6,246 万 1,000 円につきましては、西小・西中・加園小・栗野小・栗野中に通学する遠距離通学児童・生徒のためのスクールバス運行业務委託等に要する経費でございます。

次に、下の段、小学校費になります。

2 項 1 目 学校管理費の説明欄、一番下の○、小学校管理費 1 億 4,834 万 8,000 円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱水費など、小学校 24 校の維持管理経費であります。

令和 6 年度は、日本語が理解できない保護者を対象に、学校からの連絡用に「多言語連絡システム」を導入する経費を計上してございます。

次に、201 ページをご覧くださいと思います。

説明欄の○、校舎等維持補修費 1 億 2,167 万円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコンの借上料など、小学校 24 校の施設維持に要する経費であります。

次に、203 ページをお開きください。

右側説明欄の○、校舎等維持補修費 1 億 2,167 万円につきましては、修繕料や保守管理、エアコン等、小学校の施設維持に要する経費となっております。

次に、203 ページをご覧ください。

説明欄。

失礼いたしました。

○佐藤委員長 もう 1 回、校舎等維持補修費からお願いします。

○佐藤教育総務課長 はい、失礼いたしました。

失礼いたしました。

201 ページですね。

説明欄の○、校舎等維持補修費 1 億 2,167 万円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコンの借上料など、小学校 24 校の施設維持に要する経費となっております。

失礼いたしました。

次に、203 ページになります。

一番上の○、校舎等施設整備事業費 3 億 2,139 万 8,000 円につきましては、津田小学校給水設備外改修工事の実施設計業務や、菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給水設備外改修工事など、施設整備に要する経費であります。

次に、説明欄の一番下の○、情報化教育推進事業費 1 億 4,710 万 8,000 円につきましては、小学校における I C T 推進員やパソコン・タブレットの借上料や機器修繕等情報教育の環境整備に要する経費であります。

次に、205 ページをお開きください。

2 目 教育振興費の説明欄、上から 2 番目の○、教材教具購入費 1 億 8,140 万 9,000 円につきましては、小学校における教材、消耗品や備品購入に要する経費であります。

その下の○、要保護・準要保護児童援助費 2,832 万 1,000 円につきましては、経済的理由により、就学が困難な児童、約 350 人に対する教育扶助費であります。

次に、下の段、中学校費になります。

3 項 1 目 学校管理費の説明欄、一番上の○、外国語指導助手報酬 5,040 万円につき

ましては、小中学校の外国語活動及び外国語科の授業を補助する外国語指導助手 14 名分の報酬であります。

次に、一番下の○、中学校管理費 1 億 472 万 3,000 円につきましては、消耗品費や燃料費、光熱水費など、中学校 10 校の維持管理経費であります。

令和 6 年度は、海外から入国して、日本語や文化・習慣等のわからない外国人児童生徒を対象といたしました教育支援業務委託を、通年にわたる費用で計上しております。

また、中学校費におきましても、日本語が理解できない保護者を対象に、学校からの連絡用に「多言語連絡システム」を導入する経費を計上しております。

次に、207 ページをご覧ください。

説明欄の○、校舎等維持補修費 1 億 2,650 万円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン等、こちらは中学校 8 校分になりますけれども、など、中学校 10 校の施設維持に要する経費となっております。

次に、209 ページをご覧いただきたいと思います。

説明欄、一番上の○、校舎等施設整備事業費 9,464 万 2,000 円につきましては、南摩中学校及び北犬飼中学校の給水設備外改修工事の実施設計業務や、東中学校の弓道場及び部室改築工事などに要する経費となっております。

次に、211 ページをお開きください。

説明欄、一番上の○、情報化教育推進事業費 3,644 万円につきましては、中学校におけるパソコン借上料や機器修繕等、情報教育の環境整備に要する経費であります。

次の 2 目 教育振興費の説明欄、2 番目の○、教材教具購入費 2,646 万 2,000 円につきましては、中学校における教材、消耗品や備品購入等に要する経費であります。

次の○、要保護・準 要保護生徒援助費、3,136 万 8,000 円につきましては、小学校同様、経済的理由により、就学が困難な生徒、約 230 人に対する教育扶助費であります。

次に、213 ページをお開きください。

10 款 教育費 4 項 2 目 図書館費の説明欄、2 番目の○、図書館管理費 1 億 504 万円につきましては、本館と栗野館の施設維持管理経費のほか、図書館業務システムの更新経費及び東分館の指定管理等、業務委託に要する経費であります。

次に、215 ページをお開きください。

説明欄 1 つ目の○、図書館資料充実費 2,247 万 1,000 円につきましては、図書や雑誌、視聴覚資料等の購入に要する経費であります。

次に、217 ページをご覧ください。

3 目 文化振興費、説明欄の一番下の○、文化財保護活動費 2,301 万 1,000 円につきましては、国指定重要無形民俗文化財「発光路の強飯式」、「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」など、伝統行事を後世に伝えていくなど、指定文化財を中心とした地域資源の保存・活用に必要な経費であります。

次に、219 ページをお開きください。

説明欄の一番下の○、川上澄生美術館 管理運営事業費、1,799 万 1,000 円につきましては、美術館の施設管理運営費のほか、企画展や、市内 小中学生を対象といたしますジュニア版画大賞の開催等に要する経費であります。

次に、223 ページをお開きください。

下の段、10 款 教育費 5 項 1 目 保健体育振興費の説明欄、一番下の○、生涯スポーツ振興事業費 2,414 万 9,000 円につきましては、スポーツ協会やスポーツ少年団などへの運営補助金及び第 44 回鹿沼さつきマラソン大会をはじめとする、各種スポーツ大会やスポーツ振興事業等に要する経費と、歳入でも説明をいたしましたけれども、幼児期からの運動習慣形成プロジェクトとして、大学、保育園、スポーツ関係団体等と連携し、運動遊びに関する教室や研修会を開催する経費であります。

次に、225 ページをお開きください。

2 目 体育施設費の説明欄、一番上の○、体育施設管理運営費 3 億 1,795 万 8,000 円につきましては、市内スポーツ施設の管理運営について、公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理料などの経費であります。

次に、一番下の○、体育施設整備事業費 1 億 8,006 万 1,000 円につきましては、栗野総合運動公園野球場を硬式野球で使用するための防球ネット設置の工事費であります。

次に、227 ページをお開きください。

3 目 学校給食費の説明欄、3 番目の○、学校給食事業費 9 億 224 万 7,000 円につきましては、鹿沼市学校給食共同調理場、栗野地区学校給食共同調理場及び 6 カ所の地区調理場並びに 3 カ所の単独実施校、合計しまして 11 の調理場の賄い材料費や給食調理業務委託などの調理場の管理運営に要する経費であります。

令和 6 年度は、給食の質を確保しつつ、保護者負担を増やさないため、物価高騰分の給食賄い材料費支援といたしまして、7,740 万 4,000 円を計上しております。

以上で、議案第 2 号 「令和 6 年度鹿沼市一般会計予算」のうち、教育委員会が所管します主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

船生委員。

○船生委員 18 ページの児童福祉国庫補助金の上から 5 行目、ひとり親家庭福祉対策費国庫補助金でありますけれども、ひとり親家庭というのは何名ぐらい把握されてますですか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

どうぞ。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 こども・家庭サポートセンター所長の飯塚です。

ひとり親家庭の世帯の数で。

○船生委員 はい。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 ひとり親家庭世帯につきましては、児童扶養手当の受給者として把握している数を、こちら参考とさせていただいているのですが、今ちょっとその数を確認させていただきます。

児童扶養手当の受給者数としては、これは令和4年度の世帯数ですと628世帯となっております。

これが全てではないのですけれども、おおむねこちらの数を基準としております。

以上で説明を終わります。

○船生委員 はい、ありがとうございました。

もう1点だけいいですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○船生委員 100ページ、民生費の女性青少年費の100ページの、下から2番目の結婚対策費負担金・補助及び交付金、1件当たりいくらぐらいの補助をされるのですか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○大貫子育て支援課長 はい、子育て支援課長の大貫です。

ただいまの船生委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

年齢によって、ちょっと変わってくるわけなのですが、夫婦とも29歳以下ということでございますと、60万円ということで、上限で、支給としております。

また、30歳以上39歳未満ですね、こちらはどちらか1人でも対象というふうになるわけなのですが、そちらのご夫婦につきましては、30万円を上限ということで、支給のほうをしているところでございます。

以上です。

○船生委員 はい、ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻と申します。

94ページなのですが、社会福祉費のところ、真ん中あたりの○の在宅高齢者支援事業費のところなのですが、おむつの給付とかということで、これは在宅高齢者となっているのですが、例えば、施設に入っている高齢者の方とか、そういったところへの給付というのは、これは対象にはなっていないということでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です。

ただいまの質問にお答えします。

在宅高齢者支援事業費のうちの紙おむつの給付につきましては、施設に入所している方は、対象とはなっておりません。

以上で説明を終わります。

○鹿妻委員 ありがとうございます。

では、その施設に入っている人への、そういったものというのは、これの代わりというか、あったりはするのでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○根本介護保険課長 介護保険課、根本です。

よろしくお願いいたします。

施設に入っている方につきましては、施設の入所の給付の中に含まれていますので、在宅とは別なものになりますので、このような給付費には、対象となりませんので、よろしくお願いいたします。

○鹿妻委員 ありがとうございます、わかりました。

では、続いて、大丈夫ですか。

○鹿妻委員 206 ページの小学校費のところなのですけども、この真ん中のあたりの○で、要保護・準要保護児童援助費のところなのですが、これは経済的に困難な家庭に対するということでお聞きしたのですが、これは扶助の内容としては、こういった内容になるのでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

皆さん、もうちょっと名前と役職をはっきり名乗ってください。
どうぞ。

○田仲学校教育課長 学校教育課長の田仲です、よろしくお願いいたします。

鹿妻委員の質疑にお答えします。

要保護・準要保護の支給の費目というか、はい、としましては、複数あるのですが、よろしいでしょうか。

学用品費、通学用品、新入学学用品、給食代ですね、それと修学旅行の実費分、校外の活動の宿泊費ですとか、宿泊がない場合でも、条件で対象となります。

それと、眼鏡代、あとは、学校検診の中で見つかりました虫歯についても、補助、支援の対象となっております。

また、それ以外には、入学する際には、入学準備金、こちらを支給いたします。

以上で説明を終わります。

○鹿妻委員 ありがとうございます。

では、それにちょっと関連してになってしまうのですが、212 ページの中学校費の要保護・準要保護生徒援助費についても、同様の感じということでしょうかというのと、あと、中学校だと、制服なんかも出てくると思うのですが、制服に関するところというのは、これには入っていたりはするのでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○田仲学校教育課長 はい。鹿妻委員の質疑にお答えします。

中学校に関しましても、費目内容は同じものとなっております。

制服に関しましては、入学準備金の中で購入していただくということになるか
と思います。

以上で説明を終わります。

○鹿妻委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。早川委員。

○早川委員 早川です。

まず歳入の 17 ページ、国庫支出金のところなのですが、これは本年度の予算を前年度
と比較して、総務費国庫補助金はマイナス 50%、それで、民生費国庫補助金がマイナス
61.8%、それで、衛生費国庫補助金がマイナス 85.2%と、補助金が大分少ないのが気にな
るのですね。

それで、同じ歳入で、これは 21 ページになるのですが、16 款の県支出金の民生費県負
担金では、県のほうはマイナスではありますが、4.8%。

先ほど国のほうではマイナス 61.8%ということで、この差というのが、どの辺による
ものなのか。

制度上の問題なので、仕方がないと言われればそうなのですけれども、どういう理由
なのかを教えてください。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

(「これ審議してもだめ」と言う者あり)

(「まあ、いいよ、いいよ」と言う者あり)

(「まあ 1 回、1 回、これからだね」と言う者あり)

(「向こうの出方を」と言う者あり)

(「質問はいい質問なので」と言う者あり)

(「財政課呼びますか」と言う者あり)

(「だけれども、それわかっていなくては」と言う者あり)

(「大丈夫、はい、いいよ、どうぞ」と言う者あり)

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。

よろしくお願いいたします。

まず 17 ページの 2 段目の民生費国庫補助金の減額についてなのですけれども、その中
の児童福祉総務費国庫補助金の上から 2 段目、児童福祉施設整備事業費国庫補助金につ
きましては、昨年度は、認定こども園化によります園舎整備がございましたので、それ
が 2 億 7,000 万円の国庫補助金がございまして、今年度は、民間保育園におきます防犯
カメラということで、105 万 6,000 円の補助となっておりますので、そのためによる減額
となっております。

以上で説明を終わります。

○早川委員 そうですね。一つ、2 億という、理由はわかりましたが、ほかにも、これ、

ちょっとすみません、質問が広すぎるのかと思うのですが、収入が大分減るということなので、この辺の背景、また、どう穴埋めをしていくかというか、補助していくかというふうなものが、各部局のほうであるのであれば、ぜひ教えてほしいなというふうに思います。

○佐藤委員長 では、引き続き、早川委員の質問に対して、そちらで判断して答弁いただきたいと思います。

どうぞ。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

質疑にお答えいたします。

厚生課といたしましては、ただいま 17 ページにございます中の、民生費国庫補助金の、いわゆる 3 節生活保護費国庫補助金がございます。

この中で、昨年度とちょっと変わっている部分がございます。それで、昨年度は、実は生活保護費被保護者のですね、いわゆるレセプトというものの管理をするのに、いわゆるクラウドサービスというようなものを導入するような形になりまして、それで、昨年度、その導入費といたしまして、800 万円ほどがございました。

ですが、今年は、その導入が 1 年だけでございまして、それを使って、今年度から進めていくということになりますので、その分は減額ということになります。

以上でございます。

○早川委員 わかりました。

○佐藤委員長 どうぞ。

○大貫子育て支援課長 はい、早川委員のご質問にお答えさせていただきます。

18 ページの 2 節の児童福祉費国庫補助金の中で、児童福祉総務事務費国庫補助金という項目があるかと思いますが、そちらの中に、コロナの感染対策ということで、学童の関係などで、そちらの補助もあったところなのですが、今年につきましては、その補助がなくなったというところと、同じく保育園につきましても、そちらの感染費ということで、減額ということになっているという状況がございます。

そちらの感染費につきましては、やはり県の補助金のほうも、同様に減額ということになっておりますので、主な理由といたしましては、その辺かなというふうに考えております。

以上です。

○早川委員 はい、ありがとうございます。

予算組みなので、その辺が、今後教えていただくような仕組みがあればありがたいなというふうに思います。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑ありませんか。

増淵副委員長。

○増渕副委員長 今回の早川委員のあれ、前から言っているのだけれども、予算なので、説明で大幅な減額とか、大幅な増額のときは、その説明を初めのときにしてしまわないと、聞かれてから言うのではなくて。

特に1%とか2%とかね、10%以内のものは、その微調整できくのは、それはわかるのだけれども、今みたいに50%とか60%の、ちゃんとそれも理由がしっかり明確にわかっているのだから、それは初めのうちに、もう説明の中で織り込むように、これは全体の課長さんをお願い申し上げます。

以上です。

○佐藤委員長 ここで暫時休憩といたします。

開会は、午前11時20分といたします。

(午前11時10分)

○佐藤委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

(午前11時20分)

○佐藤委員長 先ほどの早川委員の質問がちょっと横断的なものであったのですが、もう少し補足の説明が執行部からあれば、答弁、説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○東城健康課長 健康課長の東城です、よろしくお願いいたします。

先ほどの早川委員の質疑の中で、17ページの、まず2番の民生費国庫補助金の一部になりますが、18ページの欄の出産・子育て応援事業費国庫補助金につきましては、算定の基礎が、当初、昨年は600人を予定しておりましたが、350人での算出になっておりますので、大幅な減になっております。

また、そこに加えて、システムの導入費用なども加算しておりましたので、大幅な減額になっております。

また、その下の衛生費国庫補助金につきましては、子育て保健サービス事業費国庫補助金につきましても、生まれてくる子供の実数にあわせての減が大きくはないのですが、減になっております。

また、次のページ、20ページの欄につきましても、予防接種の国庫補助金2行目のところにあるのですが、こちらが風疹の抗体検査等の委託料等になっております。

それで、こちらにつきましても、次年度で事業が終了の予定になっておりますが、対象者が減ってきておりますので、減額になっております。

その下の環境のほうはちょっと存じ上げないので、以上になります。

よろしくお願いいたします。

○早川委員 はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。舩生委員。

○舩生委員 36ページの奨学金貸付金元金収入で、968万3,000円、この奨学金貸付金を、

今現在何人ぐらいの方に貸し付けられて、返済されてますですか。

36 ページです。

何人ぐらいの方に、貸し付けられて、何人ぐらいが今返済されているのでしょうかという質問です。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

船生委員の質疑にお答えをいたします。

元金収入の内訳といいますか、今返済されている方につきましては、継続の方ですね、394 人。

それから新規貸し付けで、6 年度から返済が始まる方 45 人ということで、合わせまして、439 人の方が奨学金の返済という形にございます。

以上で、説明を終わります。

○船生委員 はい、ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

阿部委員。

○阿部委員 94 ページです。

先ほどの鹿妻委員の質問の部分なのですが、在宅高齢者支援事業費ということで、紙おむつ、補聴器の補助、それから、ほっとサロンの補助等をということで、在宅の高齢者の方が、元気に暮らしていく上での補助金ということだと思いののですが、コロナが明けて、ほっとサロンも随分動き出すようになりました。

いきいき長寿計画も 6 年度から新しくなるというところで、需要が高まっていくのではないかというふうに見ています。

7,900 万からの予算ですが、足りないような気もするのですが、こうしたときには、打ち切りではなく、補正をしっかりと組んでいくということによろしいのでしょうか。

確認です。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○中村高齢福祉課長 ただいまの質問にお答えします。

委員がおっしゃるように、コロナが明けまして、社会参加ということが活発に行われるようになってきているかと思えます。

それで、ほっとサロンにつきましても、活動のほうも、大分充実をしてきているところなのですが、実は、来年度から、このほっとサロンということ、今の一般会計のほうで予算を立てて補助しているところなのですけれども、さらに活動を充実させていただこうということで、特別会計の介護保険の事業費のほうに移行をしていただくように、各種団体のほうには説明をさせて、ご協力を今いただいて進めているところになります。

予算の中では、実は昨年度と比較して、20 団体ほどは、そちらの介護保険の特別会計のほうの事業費として移行をしていただくというふうに思っていて、当初予算と

しては減額をしているのですけれども、もちろんこの団体が増えてきて充実をしてくるということであれば、足りなければ、この補正の要求をさせていただいて、そちらのほうで対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい。

はい、そうすると、今後、介護保険の特別会計のほうに移行していくということでは、それはもう6年度からそういう動きでやるということなのですか。

○佐藤委員長 中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 4月からスタートということで、今準備を進めております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、わかりました。よろしくお願いします。

あと1点、よろしいでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○阿部委員 はい。

228 ページです。学校給食費のことですが、先ほど物価高騰対策として7,740万円を計上してあるという説明がありました。

これは、小中学校児童生徒の学校給食費とあわせて、教職員関係の、一緒に給食を食べている先生方の給食費なんかはどういう扱いになっていますか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の平田です。よろしくお願いいたします。

阿部委員の質問にお答えいたします。

先ほどの給食費の関係なのですが、物価高騰の補助は、あくまで児童生徒分となっておりますので、教職員については、自己負担でお願いしております。

説明は以上です。

○阿部委員 はい、わかりました。

できればね、一緒に給食をとっている先生方、先生は本当に給料、あまりね、先生方を応援するという意味では、同じ給食を食べているので、同じように物価高騰対策ぐらいいは、市で面倒見られるようになるというということで質問をしました。

ぜひ検討していただければと思います。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

船生委員。

○船生委員 はい、どっかにデータが出ているのかもしれませんが、112 ページ、下の段の扶助費の生活保護扶助費、これがいわゆる生活費というやつですかね。生活保護費、鹿沼市内は何人、何世帯というか、何人ぐらいの方が生活保護を受けられているか、よろ

しくお願いします。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

ただいまの質疑にお答えします。

この生活保護世帯ですとか、保護の人については、当然、毎年、毎月のように変わってまいります。

それで、最新の人数で申し上げますと、3月1日現在、保護世帯数が515世帯でございます。

また、被保護者の人数としては610人となっております。

以上で説明を終わります。

○舩生委員 はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 はい、増渕副委員長。

○増渕副委員長 今の関連、舩生議員の関連なのですけれども、外国人世帯はその中に含まれているのですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○羽山厚生課長 はい、厚生課の羽山です。

増渕副委員長の質疑にお答えします。

やはり外国人の方も含まれておりまして、世帯でいうと、たしか5世帯か6世帯だったかと思います。

すみません。申し訳ないですが、これを説明にかえさせていただきます。

○増渕副委員長 はい、はい、了解です。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

ページ、103ページと104ページの内容ですかね。

児童福祉総務費の中の児童福祉施設整備事業、先ほどの説明で防犯カメラ等にかかわる予算とお聞きしました。

これは具体的に、一つの園に何台ぐらい、あるいは、そうですね、設置の時期というものが決まっているようであれば教えてください。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしくお願いいたします。

予算としましては、1園当たりカメラ4台、レコーダー1台、モニター1台と、設置費用を計上しております。

それで、設置の園につきましては、2園を予定しているのですけれども、設置時期におきましては、園と協議しながら、年内には設置をしていきたいと考えております。

説明は以上で終わります。

○早川委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

早川委員。

○早川委員 はい、もう一つ、少し細かいことですが、前のページ、102 ページ、女性青少年費の中の女性相談支援事業の18番目にあるドメスティックバイオレンス対策事業補助金というのがあるのですが、規模としては少ないのですけれども、これは対象者とか、事業の内容はどういったものなのか、教えてください。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 はい、こども・家庭サポートセンター所長の飯塚です。

早川委員の質疑にお答えします。

こちらは、県の女性相談を支援する団体があるのですけれども、そちらのほうに市の負担的な意味で、こちらを支出させていただいて、何かのケースがあった際に、そちらの団体のほうと協力しながら、対応させていただくと、そういった活動費のために負担させていただいているものでございます。

以上で説明を終わります。

○早川委員 はい、ありがとうございます。

では、県のほうにそういった告知とかというのがされていって、そこに対して市の分担の負担金ということですね。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 はい、そのとおりでございます。

○早川委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

○佐藤委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第2号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第3号 令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

よろしくお願いいたします。

議案第3号 「令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について」、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「予算に関する説明書」国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

1段目、1款 国民健康保険税 1項1目 一般被保険者国民健康保険税 18億979万2,000円につきましては、被保険者数の推移と所得状況等を考慮し、前年度比3.9%減といたしました。

次に、5ページをお開きください。

3段目、5款 県支出金 1項1目 特定健康診査等県負担金 2,461万3,000円につきましては、特定健康診査等の県の負担金で、負担割合は、基準額の3分の2であります。

その下、4段目になります。同じ5款ですが、2項1目 保険給付費等交付金 69億4,245万3,000円につきましては、歳出の2款 保険給付費の財源として交付される、1節 保険給付費等普通交付金と、保険者努力支援制度交付金などの2節 保険給付費等特別交付金であります。

次に、一番下の段、7款 繰入金 1項1目 一般会計繰入金 6億8,953万8,000円につきましては、保険基盤安定制度の低所得者軽減の対象額及び事務費分などを国が示す基準に基づきまして、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7ページをお開きください。

2段目、7款繰入金、2項1目 財政調整基金繰入金 1億59万円につきましては、歳出の3款 国民健康保険事業費納付金の財源として、国保税等で不足する分を基金から取り崩すものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

1款 総務費 1項 総務管理費から次ページに続きますが、3項の運営協議会費までにつきましては、国保事業に要する人件費や電算処理委託料等の事務費並びに国保運営協議会の事務費などを計上したものであります。

続きまして、13ページをお開きください。

3段目、2款 保険給付費 1項 療養諸費の一番下、「計」の欄になりますが、58億9,692万4,000円につきましては、被保険者数に占める高齢者割合の増加等による1人当たり療養費等の伸びと後期高齢者への被保険者の移行分により被保険者数の減少の両方を比較しまして、増額で計上いたしております。

その下の段になります、2款保険給付費 2項高額療養費、次ページに続きますが、次ページの「計」の欄になります、8億7,606万8,000円につきましては、療養諸費の

伸びと同様に増額で計上いたしました。

次に、17 ページをお開きください。

2 段目になります。3 款 国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営の責任主体であります県に納付するもので、1 項 医療給付費分から、2 項 後期高齢者支援金等分、3 項 介護納付金分まで、県の算出に基づきまして、3 款全体で 24 億 8,122 万 1,000 円を計上するものであります。

次に、5 段目になります、4 款 保健事業費 1 項 1 目 特定健康診査等事業費、説明欄 1 つ目の○ 特定保健指導事業費 240 万 2,000 円につきましては、特定健康診査の結果、生活習慣病の予防や重症化を予防するための特定保健指導事業にかかります事業費や事務費等を計上したものであります。

次に、同じ説明欄の 2 つ目の○、国保健診事業費 9,347 万円につきましては、次ページに続きますが、特定健康診査、人間ドック等にかかる健診費用、事務費等を計上したものであります。

次に、そのまま 19 ページになります。1 段目、1 つ目の○、国保ヘルスアップ事業費 2,183 万 4,000 円につきましては、健診等の受診率向上や糖尿病性腎症重症化予防などのデータ分析や保険事業を行うための費用を計上するものであります。

以上で、「令和 6 年度国民健康保険特別会計予算」の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 7 ページ歳入の部分で、諸収入の中で延滞金があります。

令和 6 年度は 2,500 万円で、前年度が 2,100 万円で、400 万円増えるという数値になっていますが、この根拠はどういうことですか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○谷津保険年金課長 ただいまの阿部委員のご質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては、令和 6 年の滞納繰り越し分がございまして、その徴収見込みにあわせましての計上であります。

伸び率がありますので、その伸び率にあわせての計上ということで、400 万円ということになります。

以上で説明とさせていただきます。

○阿部委員 はい、全体では、加入者減ということで、マイナス 3.9 という数字も先ほどありましたが、それでも延滞のほうは、増えていくという勘定でいくということでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○谷津保険年金課長 先ほどの、滞納繰り越し分がやはりありまして、その分が、令和 6 年度見込みで、前年度対比ですね、4,072 万 2,000 円ぐらいの減になっているのですね。

ですので、滞納分については、そのまま残っておりまして、被保険者数が減少はして

おりますが、残っている滞繰については徴収という形にはなってきますので、その分はやはりどうしても伸びているという形になります。

被保険者数の減少と滞繰分の残額がちょっとあわないという形になります。

以上で説明とさせていただきます。

○阿部委員 はい、わかりました。

なかなか厳しい状況があるということがうかがえます。

それともう一つ、よろしいですか、はい。

同じページで、財政調整基金繰入金、6年度は1億59万円ということですが、この数字を出した時点で、財政、いわゆる国保運営基金ですか、残高がどういう数字になるのか教えてください。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○谷津保険年金課長 令和6年度の残金なのですが、令和5年度残で12億4,000万円でしたので、そこからさらに1億円ということでありますので、11億4,000万円という形になります。

○阿部委員 はい。

はい、わかりました。

○佐藤委員長 どうぞ。

○阿部委員 意見としては、やっぱりこの基金をもっと活用するべきということは、一般質問で今回やったとおりなのですが、私の主張としては、均等割等にしっかりと使ってほしいということで、この予算ではちょっと賛成できないというところであります。

はい、以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑ありませんか。舩生委員。

○舩生委員 はい、15、16ページの葬祭費、保険給付費の葬祭費、右のページ、18節の負担金、補助及び交付金とありますが、これは1件当たり、お葬式が出たら、こんなふうな補助、何%補助する、そういう理解でいいのですか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○谷津保険年金課長 ただいまの舩生委員のご質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては1件5万円ということでありまして、予算上は155件で計上しております。

これもやはり伸び率で計上しておりますので、155件ということでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○舩生委員 はい、ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第3号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議ありでございます」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○佐藤委員長 よろしいですか。

下ろしてください。

反対の議員の挙手をお願いします。

(挙手少数)

○佐藤委員長 賛成多数によりまして、原案どおり可とすべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和6年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です、よろしくお願いいたします。

議案第5号 令和6年度鹿沼市介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

予算に関する説明書、介護保険特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

1段目、1款 保険料 1項1目 第1号被保険者保険料 20億586万1,000円につきましては、65歳以上の第1号被保険者に対し、保険給付費の23%相当を保険料として賦課するものであります。

次に、3段目、3款 国庫支出金 1項 1目 介護給付費負担金 1節現年度分14億6,442万4,000円につきましては、保険給付費のうち、国の負担分として、施設整備分が15%、その他サービス分が20%を見込み、計上したものであります。

4段目、2項 1目 調整交付金 2億1,461万3,000円につきましては、保険給付費の5%を基準に、第1号被保険者のうち、75歳以上の後期高齢者の割合や所得の分布状況に応じて交付されるものであります。

今回の介護保険規則等の改正により、保険者の調整機能の強化として、交付率の見直しがありましたので、減額となっております。

同じく2段目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1節現年度分、6,063万1,000円及び3目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）1節現年度分 6,176万6,000円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれ国の交付分として、22.5%及び38.5%を見込み、計上したものであります。

同じく5目 保険者機能強化推進交付金 1,356万円及び6目 介護保険保険者努力支援交付金 1,469万3,000円につきましては、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために交付されるものであります。

次に、5ページをお開きください。

2段目、4款 支払基金交付金 1項1目介護給付費交付金 1節現年度分21億4,613

万 3,000 円及び 2 目 地域支援事業支援交付金 1 節現年度分 7,275 万 8,000 円につきましては、第 2 号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、保険給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の 27%相当額を見込み、計上したものであります。

3 段目、5 款 県支出金 1 項 1 目 介護給付費負担金 1 節現年度分 11 億 1,888 万 4,000 円につきましては、介護給付費のうち、県の負担分として、施設整備分が 17.5%、その他サービス分が 12.5%を見込み、計上したものであります。

5 段目、5 款 県支出金 3 項 1 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1 節現年度分 3,368 万 4,000 円及び 2 目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）1 節現年度分 3,088 万 3,000 円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれの県の交付分として、12.5%及び 19.25%を見込み、計上したものであります。

次に、7 ページをお開きください。

2 段目、7 款 繰入金 1 項 1 目 介護給付費繰入金 9 億 9,358 万円につきましては、保険給付費の 12.5%相当額を、市負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

同じく 2 段目、介護保険料軽減繰入金 7,827 万 7,000 円につきましては、低所得者の第 1 号被保険者の保険料の軽減分であり、一般会計で繰り入れた国及び県からの負担分を市負担分とあわせて、一般会計から繰り入れするものであります。

同じく、3 目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）3,368 万 4,000 円及び 4 目 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）3,088 万 3,000 円につきましては、地域支援事業費のうち、それぞれ市の負担分として、12.5%及び 19.25%を一般会計から繰り入れするものであります。

同じく、5 目 その他一般会計繰入金 1 億 7,044 万 6,000 円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費以外の介護保険事務費に係る経費について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、11 ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 段目、1 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費 1 億 1,974 万 9,000 円につきましては、説明書の欄、給与費をはじめ、被保険者の資格管理や給付管理など、介護保険業務に係る事務を計上したものであります。

次に、13 ページをお開きください。

1 段目、3 項 1 目 介護認定審査会費及び 2 目 認定審査等費あわせて、計 8,433 万 7,000 円につきましては、介護保険認定審査及び調査に係る事務費を計上したものであります。

次の段、2 款 保険給付費 1 項 1 目 介護サービス等諸費 75 億 3,499 万円につきましては、説明書の欄 1 つ目の○、「居宅介護サービス給付費」から、16 ページの上から

2つ目の○、「地域密着型介護サービス給付費」までの、要介護者に対する介護サービス費の給付費用であります。

同じく 15 ページ、2 段目、2 項 1 目 介護予防サービス等諸費 2 億 1,805 万 1,000 円につきましては、説明欄 1 つ目の○、「居宅介護予防サービス給付費」から、一番下の○、「地域密着型介護予防サービス給付費」までの、要支援認定に対する介護予防サービスの給付費用であります。

15 ページの一番下の段、4 項 1 目 高額介護サービス費 1 億 8,800 万 2,000 円につきましては、説明欄 1 つ目の○、「高額介護サービス費」から、18 ページ 1 つ目の○、「高額医療合算介護サービス費」各々の利用負担分の限度額を超えた分について支給される費用であります。

一番下の欄、同じく 17 ページの一番下の欄、5 款 地域支援事業費 1 項 1 目 介護予防・日常生活支援総合事業費 2 億 6,192 万 2,000 円につきましては、要支援認定者等を対象にした、介護予防・生活支援サービス等に係る費用、及び要支援・要介護認定を受けるリスクのある一般介護高齢者等に対象とした、介護予防事業に係る経費であります。

次に、19 ページをお開きください。

2 段目、2 項 1 目 包括的支援事業・任意事業費の説明欄 1 つ目の○、「包括的支援事業費」1 億 2,518 万 5,000 円につきましては、主に地域の高齢者の心身の健康保持・向上に必要な援助や支援を包括的に行うため、市内の 6 法人に地域包括支援センターの運営を委託するための経費であります。

以上で、議案第 5 号 「令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計予算」についての説明を終わります。

○佐藤委員長 昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

(午前 11 時 58 分)

○佐藤委員長 引き続き再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

○佐藤委員長 飯塚こども・家庭サポートセンター所長。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 はい、こども・家庭サポートセンター所長の飯塚です。

先ほど、早川委員の令和 6 年度予算に関する説明書の 102 ページ、ドメスティックバイオレンス対策事業補助金のご質疑において、説明いたしました内容のほうの一部誤っている部分がありましたので、再度、説明をさせていただきます。

○佐藤委員長 議案何号になるのですか。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 議案、失礼しました。

議案第 2 号です。

令和6年度鹿沼市一般会計予算についての説明をさせていただきます。

支払い先なのですが、補助金の支払い先は、先ほど、私、県の団体というふうに申し上げてしまったのですが、県の団体ではなくて、県から、事業を受託するなどして活動しております、認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎという団体でございまして、こちらが、県内でそういったDV対策の支援などを行っているところで、本市のDV被害者等の支援、相談等も、こちらのほうでもいろいろ連携して対応していただいている、そういうことから、本市のほうの独自の補助金として、こちらのほうに支払いをさせていただきます。

県の事業に対する支出ではなくて、本市独自の対策として支出させていただいているものでございますので、そのように訂正をさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

(「よろしいですか」と言う者あり)

○佐藤委員長 今回、議決は確定していますが、何か聞きたいことがあれば、質問を許します。

いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐藤委員長 はい。それでは、午前中に続いて、議案第5号 令和6年度鹿沼市介護保険特別会計予算について、審議を続けます。

執行部の説明は終わっておりますので、質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第5号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第6号 令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 はい、保険年金課長の谷津です。

議案第6号 令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について。

○増渕副委員長 もうちょっと、もうちょっとマイクに近づけて、入ってないよ。

○谷津保険年金課長 失礼しました。

議案第6号 令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明をさせていただきます。

まず、最初に歳入についてご説明いたします。

「予算に関する説明書」の後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料の「計」の欄、9 億 7,436 万円につきましては、団塊の世代の国民健康保険等、医療保険からの後期高齢者への移行によります、被保険者数が増加することなどから、前年度比 3.8%増といたしました。

次に、3 段目、3 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金につきましては、電算処理委託料等の事務費である、1 目 事務費繰入金 5,443 万 7,000 円と、低所得者の保険料軽減額相当分である 2 目 保険基盤安定繰入金 3 億 31 万 4,000 円及び 3 目。

失礼しました。

今のは、2 目の保険基盤安定繰入金 3 億 31 万 4,000 円です。

失礼しました。

及び 3 目、受託事業繰入金 5,102 万円を、法令の規定に基づき、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、5 ページをお開きください。

5 款 諸収入 3 項 1 目 雑入 556 万 6,000 円につきましては、保険証の更新に伴う、郵便料金への助成であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7 ページをお開きください。

1 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費の説明欄 2 つ目の○、健診事業費 6,665 万 6,000 円につきましては、広域連合から委託を受けて行う健康診査や人間ドック等の経費であります。

次に、9 ページをお開きください。

2 段目、2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金 12 億 7,467 万 5,000 円につきましては、市が徴収する歳入予算の 1 款 保険料及び 3 款 繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の合計額を、広域連合に納付するものであります。

以上で、「令和 6 年度後期高齢者医療特別会計予算」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、まず 3 ページの歳入のところから、全部、全体の中での確認なのですが、この予算書ができた後だと思うのですが、新聞報道で後期高齢医療制度が値上がりをするという報道がありました。

それで、この後期高齢者医療制度も今年 7 月以降の賦課になって、年金から天引きされるような形なのだと思うのですが、そうした中で、その保険の徴収料とか、負担金の部分とか、金額が変わってくるということなののでしょうか。

補正が入るということの予定になるのかどうか、ちょっとそこだけ確認したいと思うのですが。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○谷津保険年金課長 ただいまの阿部委員の質疑にお答えいたします。

この予算を作成した段階では、この保険料率改定はまだ決まっておらなかったもので、昨年10月の広域連合の議会において、率の改正がありまして、今年度補正予算を組んでという形になると思います。

ただ、対象者数が、減免なんかもありますので、正確な数字というのはまだ出ませんが、今年は補正予算を組むという予定になります。

以上で説明とさせていただきます。

○阿部委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第6号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です、よろしくお願いいたします。

議案第11号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第11号)」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明をいたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

上から5段目、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金、右側 1節 社会福祉費国庫負担金の説明欄2行目、国民健康保険基盤安定国庫負担金 502万8,000円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国の負担額が確定したことにより減額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

上から2段目、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金、右側 1節 社会福祉費県負担金の説明欄2行目、国民健康保険基盤安定県負担金 1,716万円の減につきましては、保険基盤安定事業費における県の負担額が確定したことにより、減額するものであります。

次に、同じ説明欄3行目、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 637万2,000円の減につきましては、保険基盤安定事業費における県の負担額が確定したことによるものであります。

次に、上から3段目、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金、右側の説明欄2

行目、重度心身障害者医療対策事業費県補助金 46 万 7,000 円の増につきましては、重度心身障害者医療費助成額の実績見込みにより、増額補正するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

17 ページをお開きください。

一番上の段 3 款 民生費 1 項 社会福祉費の上の欄でございますが、1 目 社会福祉総務費になりますが、右側の説明欄 1 つ目の○、国民健康保険特別会計繰出金 2,970 万 4,000 円の減につきましては、保険基盤安定化分の繰入額の決定に伴い、国保特別会計への繰り出し額を減額するものであります。

次に、同じ説明欄 2 つ目の○、後期高齢者医療特別会計繰出金 849 万 5,000 円の減につきましては、保険基盤安定化分の繰入額の決定に伴い、後期高齢者医療特別会計への繰り出し額を減額するものであります。

次に、その下の欄、2 目 障害福祉費 右側の説明欄 1 つ目の○、障害者自立支援事業費 147 万 6,000 円の増につきましては、障害者自立支援給付費等国庫負担金の実績により、増額するものであります。

次に、同じ説明欄 2 つ目の○、重度心身障害者医療対策事業費 425 万 1,000 円の増につきましては、重度心身障害者医療費助成額の実績見込みにより、増額するものであります。

以上で、「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です、よろしくお願いいたします。

議案第 11 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

まず、歳入についてでございますが、5 番目の段、15 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金の説明欄、2 節 児童福祉費国庫負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 3,344 万 9,000 円の増につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、民間保育園や幼稚園の人件費の引き上げに対する国の負担金で、補助率は 2 分の 1 であります。

次に、5 ページをお開きください。

2 番目の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄、2 節 児童福祉費県負担金の施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 1,672 万 4,000 円の増につきましては、国庫負担金同様、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、民間保育園や幼稚園の人件費の引き上げに対する県の負担金で、補助率が 4 分の 1 であります。

3 番目の段、16 款 県支出金 2 項 3 目 衛生費県補助金の説明欄、1 節 保健衛生費県補助金のこども医療対策事業費県補助金 1,418 万 8,000 円の増につきましては、こ

ども医療費助成に対する県補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

17 ページをお開きください。

2 番目の段、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費 5,774 万 7,000 円の増につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、民間保育園や幼稚園の対象となる保育士等の 534 人分の人件費引き上げに対する民間保育園への委託料 4,445 万 3,000 円及び幼稚園等への負担金 2,244 万 6,000 円の増と保育施設等への省エネエアコン導入支援事業補助金の実績に伴う 915 万 2,000 円の減によるものであります。

3 番目の段、4 款 衛生費 1 項 6 目 子育て支援保健対策費の説明欄、こども医療対策事業費 2,865 万 9,000 円の増につきましては、本年度の実績を見込み、こども医療費の助成額等を増額するものであります。

以上で、「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは、引き続きまして、議案第 11 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）」のうち、教育委員会が所管します歳入・歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」の 3 ページをお開きください。

上から 3 段目、14 款 使用料及び手数料 1 項 8 目 教育使用料の説明欄、自然の森総合公園運動施設使用料 190 万円の減につきましては、コロナ禍からの利用者の回復を見込んでおりましたが、回復傾向が鈍く、想定ほど見込めないことから、使用料を減額するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

上から 1 段目、15 款 国庫支出金 2 項 6 目 教育費国庫補助金の説明欄、体育施設整備事業費国庫補助金 825 万円の減につきましては、ヤオハンいちごパーク陸上競技場全天候化工事に対します国庫補助金の内示額の減に伴い、減額するものであります。

次に、9 ページをお開きください。

1 段目、18 款 寄附金 1 項 4 目 教育費寄附金の説明欄、図書館資料充実費寄附金 50 万円の増につきましては、鹿沼相互信用金庫様から「図書資料充実」のため、ご寄附をいただいたものを増額するものでございます。

次に、歳出について、説明をさせていただきます。

25 ページをお開きください。

上から 3 段目、10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄の○、奨学金等貸付事業費 800 万円の減につきましては、当初、奨学金貸付者 167 人を見込んでおりましたが、

今年度の貸付者見込みが 158 人となることに伴い、貸付金を減額するものであります。

次に、4 段目、4 項 2 目 図書館費の説明欄の○、図書館資料充実費 50 万円の増につきましては、「鹿沼相互信用金庫様からの寄附金」を活用いたしまして、図書を購入する経費を増額するものであります。

次に、その下、4 項 3 目 文化振興費の説明欄の○、文化財保護活動費 169 万 7,000 円の減につきましては、埋蔵文化財整理作業員 1 名の退職がありましたが、未補充であったため、報酬を減額するものであります。

以上で、議案第 11 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 11 号）」のうち、教育委員会が所管します主な歳入・歳出の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

船生委員。

○船生委員 すみません。

ちょっと私、数字があんまり、うといのですけれども、ここに令和 5 年度予算に関する説明書があって、1 ページに歳入、2 ページに歳出の予算額、本年度予算額と、こう書いてあるのですけれども、ここにある、皆さんの手元にある令和 5 年度補正予算に関する説明書にも、これは 11 号議案ですか。

（「はい」と言う者あり）

○船生委員 はい。それで、1 ページにやっぱり地方交付税から、この、いわゆる歳入の詳細、一部ね、抜粋が書いてあります。

歳出も書いてあります。

これは、1 個、数字をあわせていくと、例えば地方交付税、令和 5 年度は 55 億円ですか。

○増渕副委員長 令和 5 年度なの、令和 6 年と令和 5 年を見ただけでは。

（「これは」と言う者あり）

○船生委員 これは令和 5 年度。

（「5 年度、5 年度」と言う者あり）

○船生委員 はい、55 億円。

こっち、地方交付税を見ると、補正を見ますと、60 億 5,200 万円、そのほか数字があっているのもあるし、違っているのもあるのですけれども、これはどういったことから、数字は変わる、何かあるのですか、これという。

○増渕副委員長 令和 5 年の話なのか、わからないのだけれども。

○船生委員 令和 5 年度。

○佐藤委員長 事務局から説明を求めます。

○事務局 はい、おそらく、どこの部局というわけではなく、全体的な話かと思いたすので、私のほうから、おそらくの部分で説明させていただきますけれども、船生議員が今、

見られている資料ですね、令和5年度補正予算の第10号のものと第11号のものを見比べているのではないかなと思います。

○船生委員 はい。

○事務局 はい、おそらく、それぞれの時点での、一般会計補正が加わった後の額というところで、それ時点での額が書かれているのではないかなと思います。

ちなみに、第10号のほうは専決の補正で、数カ月前に補正されたもので、その時点のもので、第11号のほうは今回の議案で提出されているもので、おそらくその時点のものの予算が書かれているのではないかなと思います。

説明は以上です。

○船生委員 ちょっとわからなかったので、確認という意味で、ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

11号議案の31ページの今回変更にかかわる分、民生費なのですが、これは補正前。

3億、わかりますか。

3億8,336万6,000円。

○増渕副委員長 一番下。

○早川委員 一番下、今回変更にかかわる分、民生費、社会福祉費、これはあれですよね、物価高騰緊急支援給付金給付事業ですから、第1号議案で補正したものがこの金額なのだと思うのですが、補正後に、7億円なにがしに増えております。

これはどこを指している数字なのか、教えてください。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

31ページにございます、下の段ですね、3款民生費の社会福祉費の物価高騰緊急支援給付金給付事業で、補正前、ただいま委員が言われましたように、先ほどの、10号補正の中で、専決でございました3億8,336万6,000円、これがまず入ってございます。

それで、変更後に、7億451万7,000円というふうなことで、その差額が、3億2,115万1,000円になるかと思えます。

それで、この3億2,115万1,000円につきましては、実は12月の補正で7万円給付の補正をさせていただきました。

その7万円給付、補正させていただきましたものも、やはり年度内に全てを給付するのはちょっと無理だろうというふうなことで、大体事業費、ただ、なるだけ早く皆さんに給付したいということで、せめて、事業費の半分ぐらいは、何とか年度内に支給しようというふうなことでやってございましたが、それで大体半額の、先ほど申しました3億2,110万1,000円、これを繰り越しとさせていただいたわけでございますが、今現在、

給付を進めておりまして、実際に、今日振り込み分を含めまして、8,136世帯に対しまして、5億6,952万円を支給してございます。

ですので、ここまでの、実際の繰り越しまでは必要はないというような現状ではございますが、今現在、そのようなことになってございます。

以上で説明を終わります。

○早川委員 はい、ありがとうございました。

わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第11号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第12号 令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 はい、保険年金課長の谷津です。

議案第12号 「令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」ご説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和5年度補正予算に関する説明書」国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

1段目 4款 国庫支出金 1項1目 総務費国庫補助金82万6,000円の増につきましては、災害臨時特例補助金等の決定により、増額するものであります。

次に、3段目、7款 繰入金 1項1目 一般会計繰入金 2,970万4,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の額の確定により、一般会計の繰り入れを減額するものであります。

次に、4段目、9款諸収入 1項1目 延滞金 900万円の増につきましては、被保険者の延滞金の納付の伸びを推計し、増額の計上をするものであります。

続いて、5段目 9款諸収入 4項3目雑入3,804万4,000円の増につきましては、過年度分の療養給付費等の額の確定による過年度分の精算額であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

1 段目 2 款保険給付費 1 項 1 目 一般被保険者療養給付費 1 億 3,950 万 9,000 円の増につきましては、1 人当たりの給付額の見込みが増額となったことによる療養給付費の増額によるものであります。

2 段目、同じく、2 款保険給付費 2 項 1 目 一般被保険者高額療養費 4,504 万円の増につきましては、療養給付費と同様の理由によりまして、増額となるものであります。

続きまして、4 段目、7 款 諸支出金 2 項 5 目 償還金 5,476 万 3,000 円の増につきましては、令和 4 年度の保険給付費等普通交付金や特定健診等負担金等の確定による、県に返還するものであります。

最後の段になります。予備費 1 項 1 目 予備費 2 億 2,170 万 8,000 円の減につきましては、歳入、歳出の額の調整により減額とするものであります。

以上で、「令和 5 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、3 ページの説明の中で、先ほどもちょっと触れましたが、諸収入延滞金、900 万円の補正ということで、合計で 3,000 万円ということで、数字が年々増えているような気がするのですが、傾向としてはどうですか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○谷津保険年金課長 延滞金につきましては、実数というよりは、過去 2 年分の 11 月から 3 月の伸びを平均しまして、それを現年度の 11 月分にかけております。

ですので、実数というか、伸び率なので、徴収率が上がれば、延滞金も伸びるということにはなるので、そういった数字になるかと思います。

以上で説明とさせていただきます。

○阿部委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 12 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 13 号 令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

谷津保健年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

議案第 13 号 「令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」につい

て」ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和5年度補正予算に関する説明書」後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

3款の繰入金、まず1項 2目 保険基盤安定繰入金 849万5,000円の減につきましては、保険基盤安定制度繰出金の額の確定により、市からの繰り入れ額を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 849万5,000円の減につきましては、歳入予算3款保険基盤安定制度繰入金の減額により、同額を減額するものであります。

以上で、「令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある委員の発言を許します。

はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第13号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第28号 鹿沼市適応指導教室条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。田仲学校教育課長。

○田仲学校教育課長 学校教育課長の田仲です。よろしくお願いします。

議案第28号 「鹿沼市適応指導教室条例の一部改正」について説明いたします。

鹿沼市適応指導教室は、不登校の児童生徒の支援を目的とした施設であります。

「新旧対照表」の27ページ、28ページをあわせてご覧いただければと思います。

「新旧対照表」の27ページ、28ページでございます。

○佐藤委員長 皆さん、委員の皆さん、大丈夫ですか。

では、どうぞ。

○田仲学校教育課長 はい、ありがとうございます。

今回の改正につきましては、2点ございます。

まず、1点目としましては、条例の名称や条文中の「適応指導教室」の名称を、児童生徒や保護者の抵抗感を減らし、親しみやすい名称とするため、以前から通称として使用している「アメニティホーム」に改正をするものでございます。

こちらは条例の名称から、第1条から第4条までが対象となります。

第2条につきましては、「現行」のほうなのですが、名称と住所を、「改正案」の第1

条の条文に組み込み、整理をいたします。

「新旧対照表」の27ページのほうをご覧くださいと思います。

2点目としましては、第1条の設置目的の改正でございます。

「現行」では、不登校の児童生徒の「自立心を培う」とともに「学校生活への復帰に向けて」と定めておりましたが、「改正案」では、「必要な支援を行うこと」により、「社会的自立」を目指すことを明確に定めるものでございます。

この改正の根拠としましては、文部科学省で、支援の考え方として、「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」としております。

この考え方に基つきまして、本市の条例の設置目的を改正するものでございます。

条例の施行期日は、令和6年4月1日となります。

以上で、議案第28号「鹿沼市適応指導教室条例の一部改正」についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

内容はとてもいい改正なのだろうと思いますので、そこについては質問ではないのですが、この名称、条例の名称が変わるに当たりまして、例えば、経緯とか、審議会とか、パブリックコメントとか、何かそういった手続が何かあったのかということでお聞きしたいと思います。

お願いします。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○田仲学校教育課長 早川委員の質疑にお答えします。

特に審議会で検討するようなことはありませんで、事務局内部で検討いたしました。

「アメニティホーム」という名称は、以前から適応指導教室の通称として使われていたものでして、保護者、児童生徒の皆さんも、私たちも「アメニティホーム」ということで使っておりますので、使いやすい名前ということで、親しみやすい名前ということで、「アメニティホーム」に変更するものです。

以上で説明を終わります。

○早川委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、鹿妻です。

その設置の目的のところ、学校生活への復帰というところにこだわるわけではない

というふうに言っていたと思うのですが、それが変わることによって、「今まではこういうことやってたんだけど、これはやらなくなりますよ」とか、あるいは逆に、「こういうことをやるようになりますよ」みたいな、例えば、どういうものがあるのかみたいなのがわかれば、お願いします。

○田仲学校教育課長 鹿妻委員の質疑にお答えします。

設置目的の見直しなのですが、学校教育課としましては、この国の方針に基づきまして、以前から同じ対応をしているものでございます。

ただ、令和5年から、内部で検討を始めまして、何ていうのでしょうか、組織体制の見直しも含めて、また、不登校対策の充実ということも考えまして、この際ですね、令和6年4月から、設置目的をあわせて変更するという形でございます。

以上で説明を終わります。

○鹿妻委員 ありがとうございます。

では、これは変わったからやることもがらっと変わるわけではなくて、やっていることにあわせたみたいな感じですか。

はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑ありませんか。

阿部委員。

○阿部委員 はい、2点あります。

まず、アメニティホームという、この言葉、「なじみがあってつけたんだ」ということなのですが、この言葉の由来というか、何か、参考事例にしたものとかがあったのでしょうかというのが1つと。

あと、これは以前から栗野の場所に設置したということで、スクールバスで通われているのですが、距離があるということでは、もっとまちの中という声も、少し聞いた気がするのですが、そういう対応なんかはどんなふうに捉えているのでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

どうぞ。

○田仲学校教育課長 阿部委員の質疑にお答えします。

まず、名称でございますが、名称に関しましては、各市、何ていうのでしょうか、親しみやすい名前で、自由な名前で、適応指導教室の名称をつけております。

また、鹿沼市としましては、アメニティという意味が、快適なとか、住み心地のよさですとか、そういう意味を持っていますので、アメニティホームということで、通称として使っておりましたので、そちらの名前にするものでございます。

2点目としまして、旧栗野町に現在アメニティホームがあることに関して、場所がちよっと遠いのではないかとご意見があるということでよろしいでしょうか。

○阿部委員 はい。

○田仲学校教育課長 はい、ありがとうございます。

栗野に位置していることに関しまして、ちょっと鹿沼のまちなかの方に関しまして、また遠いのではないかなというようなご意見、ほかにもちょうだいしてございます。

現在、何か検討をしているということはないのですが、令和6年以降、改めて検討していくようになるかなというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

やること自体にはすごくいいことなので、賛成はしていますので、ぜひよりよい子供たちの場所になるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑ありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第28号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第29号 鹿沼市学童保育館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 はい。子育て支援課長の大貫です。

よろしくお願いいたします。

議案第29号 「鹿沼市学童保育館条例の一部改正について」 ご説明いたします。

別紙の「さつきが丘小学校学童保育館施設概要」というものが、お手元にお配りされているかと思うのですが、ありますでしょうか。

○佐藤委員長 大丈夫ですか。

○大貫子育て支援課長 よろしいでしょうか。

では、すみません。

○佐藤委員長 お願いします。

○大貫子育て支援課長 はい、では、そちらをご覧くださいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この条例につきましては、児童福祉法の規程に基づき、放課後児童健全育成事業を実施する場として、鹿沼市学童保育館の設置について定めているものです。

今回の改正につきましては、さつきが丘小学校学童保育館の建て替えに伴い、実際に建物のある位置に変更するものです。

さつきが丘小学校学童保育館は、さつきが丘小学校の教室不足を解消するため、昭和57年に増設されたプレハブ造りの施設を再活用し、事業を実施してまいりましたが、近年、老朽化が顕著に進み、安全で安定的な事業運営に支障を来す状況となっております。

た。

また、建て替えにより、定員が増加するため、共働き世帯の増加による利用ニーズの高まりにも対応できることから、令和4年度から整備を進めてまいりました。

さつきが丘小学校学童保育館は、さつきが丘小学校と同じ住所、「鹿沼市茂呂 1086 番地 5」ということになっておりましたが、今回の建て替えを機に、実際に建物のある「鹿沼市栄町 2 丁目 21 番地 10」に変更いたします。

以上で、議案第 29 号 「鹿沼市学童保育館条例の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい。説明ありがとうございます。

ようやくできたということで、多くの方が喜ぶのだと思うのですが、今説明の中でも、共働きの方、世帯の需要が高まっているというところがありました。

それで、3 年生までの保育と、6 年生まで預かれるところと、その地域によっていろいろ差があって、まずこのさつきが丘小学校のところはどんな扱いになるのかをお聞きしたいということと。

やっぱり鹿沼市全体の中で、6 年生まで預かれるような仕組みというのをつくるべきだと思っていますが、その辺どんな見解があるのか、お聞きしたいと思います。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○大貫子育て支援課長 はい。ただいまの阿部委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、このさつきが丘小学校、失礼しました。

さつきが丘小学校学童保育館につきましては、こちらの建て替えによりまして、定員のほうが 125 名から 144 名ということで、19 名の児童を預かることが、増員ということでできる、可能なことになりました。

ただ、阿部委員がおっしゃるとおり、6 年生まで、希望者を全て受け入れられるという、まだ状況では、努力はしているところですが、ないというところもございまして、ただ、全市的に見ますと、1 年生から 6 年生まで、希望者が通えるというような、キャパシティはあるところなのですから、そういったところで、全市的に見れば、何ですかね、希望には応えられているという状況ではあるのですけれども、ただ、大規模校と言われているようなところですね、東小学校であるとか、中央小学校だとかといったところについては、そういった、預かれないという状況もあるということも、こちらは理解しているところでございますので、できるだけ、そういったことが解消できるように、今後も考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

ぜひよろしくお願いします。

詳しくは、また後日議論したいと思うのですが、検討を進めてください。

はい、以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 29 号については原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号については原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 30 号 鹿沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です、よろしくお願いいたします。

議案第 30 号 鹿沼市介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正につきましては、第 9 期介護保険計画期間（令和 6 年度～令和 8 年度）の新たな保険料などについて、市の条例に定めるものであります。

国は、3 年に一度、介護保険の見直しをしていますが、今回、今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性の確保をする観点から、1 号被保険者間での所得の再配分の機能を強化することにより、低所得者の保険料の上昇の抑制を図るために、令和 6 年 4 月 1 日より介護保険規則等の一部改正を行います。

本市におきましても、国の示した改正に沿って「13 段階」「標準乗率」「公費負担の割合」にあわせ、鹿沼市介護保険条例の一部改正を行い、第 9 期計画の介護保険料の体系としていきます。

介護保険料は、物価高騰による高齢者の生活への影響を抑えるために、第 9 期中は、基金の取り崩しで対応することで、第 8 期と同様の標準月額 5,700 円、年間 6 万 8,400 円とします。

以上で、議案第 30 号について説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 30 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 43 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）についてのうち、

教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 はい、厚生課長の羽山です。

議案第 43 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、保健福祉部が所管する歳出について、説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書の。

（「ちょっと待ってください」と言う者あり）

○羽山厚生課長 申し訳ありません。

では、補正予算に関する説明書の 5 ページ、こちらをお開きください。

上から 2 段目になります。3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費、右側の説明欄の○、物価高騰緊急支援給付金給付事業費 9 億 8,933 万 2,000 円の増につきましては、国が実施するデフレ完全脱却のための総合経済対策のうちの、低所得世帯及び定額減税しきれない世帯への給付事業で、令和 6 年度に新たに住民税均等割が非課税、及び住民税均等割のみ課税となる世帯、ただし、令和 5 年度に支給の対象となった世帯は除かれることとなります、に対しまして、1 世帯当たり 10 万円を、加えて、当該世帯で、子供加算の対象となる世帯に対し、18 歳以下のお子さん 1 人当たり 5 万円を、また、令和 6 年度に実施される定額減税において、減税しきれないと見込まれる方へ、その差額をそれぞれに給付するための扶助費並びに、給付に係る事務費を計上するものであります。

以上で、議案第 43 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、保健福祉部が所管する歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは、引き続きまして、議案第 43 号 「令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、教育委員会が所管します歳入・歳出についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入について、ご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

15 款 国庫支出金 2 項 5 目 教育費国庫補助金、右側になります、1 節 小学校費国庫補助金の説明欄、校舎等施設整備事業費国庫交付金 4,312 万 3,000 円の減につきましては、先ほど議案第 2 号 令和 6 年度の予算の中でご説明をさせていただきました菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給水設備外改修工事に対します交付金が、国の第 1 次補正予算によりまして、6 年度予算から 5 年度の予算に前倒しになったことから、本補正予算で組み換えをするためのものであります。

補助率につきましては、先ほどご説明したとおり、3 分の 1 でございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

上から3段目、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費 3 億 438 万 2,000 円の減につきましては、こちらも歳入でご説明しましたとおり、菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給水設備外改修工事、及び監理業務等の経費であります。

こちらも国の第1次補正予算に伴い、6 年度から5 年度予算に組み換えをするための減額をするものであります。

以上で、議案第 43 号 「令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、教育委員会が所管します歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

すみません、さっきからこだわっておりますが、物価高騰緊急支援給付金給付事業費の扶助費のところなのですが、給付のところなのですが、この概要の資料、A 4、1 枚のぺらの資料、わかりますか。

（「議員全員協議会のやつですね」と言う者あり）

○早川委員 はい、のこの一番下の給付金・定額減税一体支援の一覧の、この太枠の中が、その内容なのかなと思うのですが、それであっていますかということと。

あと、その⑦番で、定額減税しきれない世帯の概算も、定額しきれない額というふうになっているので、この辺はまだまだ出ないという内容なのでしょうかという 2 点です。お願いします。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○羽山厚生課長 ただいまの早川委員の質疑にお答えいたします。

はい。早川議員言われましたように、概要のほうにございます。

こちらが、今回の補正予算で出ささせていただいているものになりますけれども、19 節の扶助費につきましては、こちら概要にございますように、まず、住民税非課税世帯、こちらに対しましては、1 世帯 10 万円が 900 世帯でございます。

それで、住民税均等割のみ課税世帯、こちらにつきましては、1 世帯 10 万円、これは 850 世帯。

そして、同様に、子育て世帯、失礼、子供加算ですね、子育て世帯への子供加算につきましては、この該当する世帯に対して、350 人というふうなことで見込みまして、これが 1 人当たり 5 万円ということになります。

先ほど定額減税しきれないというふうな調整給付につきましても、こちら概要にもございますけれども、1 万 9,000 人を見込んでございます。

それで、お一人当たり大体 4 万円ぐらいになるというふうな試算のもとから計算をさ

せていただきまして、はい、こちらが一番多いのですけれども、7億4,670万円をそれぞれ見込みまして、あわせて9億3,920万円、こちらが扶助費ということになります。

それで、それ以外の部分につきましては、先ほど申し上げましたけれども、これに係る事務費などの経費でございます。

以上で説明を終わります。

○早川委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第43号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第44号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

議案第44号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)」中、保健福祉部が所管する歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書5ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費 1項2目 障害福祉費 右側の説明欄の○、地域生活支援事業費 607万9,000円の増につきましては、令和3年度まで委託をしておりました障害者相談支援事業に関し、消費税及び地方消費税の取り扱いについて、これまで国において明確な周知がなされておらず、非課税の事業として契約をしておりましたが、昨年度から当該事業が課税の対象となる旨の通知がございましたことに伴いまして、委託事業者が改めて消費税の修正申告を行った結果、確定した消費税と延滞税相当額を市が補償するものでございます。

以上で、議案第44号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)」中、保健福祉部が所管する歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは、議案第44号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)」のうち、教育委員会が所管します歳入・歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

15 款 国庫支出金 2 項 6 目 教育費国庫補助金、1 節 小学校費国庫補助金の説明欄、校舎等施設整備事業費国庫交付金 4,715 万 9,000 円の増につきましては、先ほど議案第 43 号でご説明をさせていただきましたとおり、菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給水設備外改修工事に対します交付金を計上するものです。

国の第 1 次補正予算によりまして、これも 6 年度から 5 年度に前倒しとなったことから、組み換えをするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

次のページ、5 ページをご覧ください。

2 段目、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費 3 億 438 万 2,000 円の増につきましては、こちらも同じ菊沢東小学校及びみどりが丘小学校の給排設備外改修工事、及び監理業務等に要する経費であります。

こちらにつきましても、先ほど歳入で説明しましたとおり、国の補正予算に伴い、予算の組み換えを行うものであります。

なお、本事業につきましては、これから発注となりますので、全額を令和 6 年度に繰り越しまして、執行するというものになります。

なお、先ほど令和 6 年度の補正第 1 号と、今回の補正第 12 号の歳入の組み換えの差額 403 万 6,000 円、こちら差額がございますけれども、こちらにつきましては、6 年度の当初予算要求時は算定が「10 月時点の補助単価」によりまして積算をしていたものでございます。

それで、今回補正予算で上がったものにつきましては、令和 6 年 2 月の「内定額」に基づきまして積算をしたものということになりますので、積算単価が上昇しておりますので、その分の差額ということになります。

以上で、議案第 44 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）」のうち、教育委員会が所管します歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

仲田委員。

○仲田委員 はい、仲田です。

歳出に関してなのですが、3 款民生費。

すみません、5 ページですね。

5 ページの 2 目障害福祉費の補正額 607 万 9,000 円、これは消費税課税事業だったにもかかわらず非課税として計算して、認識が非課税、もともと非課税だったということなのかもしれませんが、もうちょっと具体的に、こういったその内容の委託費が課税になったのかというのをちょっと詳しく聞きたいですね。

社会福祉事業というのは、基本的に非課税という認識だったと思うのですが、

その辺ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします、どうぞ。

○山形障がい福祉課長 障がい福祉課長の山形です。

よろしくお願いいたします。

仲田委員のご質問にお答えします。

まず本市も含めまして、多くの自治体が誤認することになった要因としましては、相談支援事業の内容が、幅広い相談内容を対象にしていたことから、法改正による課税、非課税の判別がわかりにくかったことが考えられます。

わかりにくいというところなのですが、相談支援事業で行っていた福祉サービスに関する情報提供及び相談などの利用、援助は、法改正後の一般相談支援事業でも、基本相談支援として実施する内容とほぼ同じであったということが、実態として区別しにくかったということがあります。

法上なのですけれども、具体的には、社会福祉法第2条4の2に、非課税の社会福祉事業として、相談支援事業という名前で規定されていました。

平成24年4月に、この法の改正がありまして、この相談支援事業が、3つの事業に変更されることになりました。

これが、先ほど申し上げた、一般相談支援事業、それから、指定相談支援事業、そして、もう一つが、障がい児相談支援事業ということになります。

それで、これにより、相談支援事業が社会福祉事業に該当しなくなったという経緯になります。

以上で説明を終わります。

○仲田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第44号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は14時10分といたします。

(午後 2時04分)

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

(午後 2時10分)

○佐藤委員長 次に、陳情第1号 新型コロナワクチンの副反応報告の件数 予防接種健

康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求める陳情を議題といたします。

この件について、事務局に陳情書の概要を説明させます。

どうぞ。

- 事務局 「陳情第1号 新型コロナワクチンの副反応報告の件数 予防接種健康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求める陳情」について、その概要をご説明いたします。

この陳情は、令和6年2月2日に、角田幹氏ほか2名から提出されました。

「1. 趣旨」としては、令和3年2月から開始された新型コロナウイルスワクチン接種に関して、「ワクチン接種のリスク」や「健康被害を受けた方を救済する制度」が十分に周知されているとはいいがたいという内容であり、2の陳情事項としましては、(1) 新型コロナワクチンの副反応報告の件数を、個人情報に配慮し、ホームページ等で公表すること。

(2) 予防接種健康被害救済制度の周知を、今以上に徹底すること。

(3) 新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済制度の申請認定件数を、個人情報に配慮し、ホームページ等にて公表することの3点を陳情するものであります。

説明は以上です。

- 佐藤委員長 陳情書の概要について、説明が終わりました。

それでは、陳情第1号について、各委員の意見、考えなどを伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 佐藤委員長 それでは、各委員の意見、考え等をお伺いしたいと思いますが、意見のある方の発言を許します。船生委員。

- 船生委員 私と同じ年の人がワクチンを受けました。

それまでは非常に健康で丈夫で、毎日マラソンをしているような丈夫な人だったのですけれども、その方が、たまたまそのコロナワクチンを打ったきっかけなのか、たまたまそこから、体調の変化が、体調不良の変化が始まったのかわかりませんが、約半年ぐらいの間に日増しに体力が落ちて、他界をされたという事実がございます。

因果関係はわかりません。

家族もちろん、そういう医者に詰め寄り、いろいろと伺ったことかとは思いますが、家族が思うには、そのコロナワクチンの接種によって、ひょっとして、もしかしてという思いはあったのではないかと考えております。

私の場合も、ワクチンを5回打ちました。

たまたま何事もなく、全然、何事も影響がございませんけれども、たまたま身近な人にそういう事情が、事象があったということだけご報告申し上げます。

以上です。

- 佐藤委員長 参考にお伺いしますが、船生委員においては、例えばこの陳情に関しては、

どう取り扱うべきでしょうか。

○船生委員 ああ、そうか。

なので、失礼、なので、この陳情は、私はよしとするとなる。私の意見です。

○佐藤委員長 はい、失礼しました。

ほかの委員の発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

今、この陳情にあったような数字というか、集計的なものというのは、執行部の中に持っているのでしょうかというのは、もし、これが、すぐ出せるような状態で、もし持っていらっしゃるのであれば、私としては、ホームページで何なり、それを周知することが、反対はないというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員長 そうですね、私個人としても、この数字というものを行政が、もし把握しているのかどうかというところが、仮にこの陳情が通ったとして、行政に求めたとしたら、数字がないとか、これを集計するのに、膨大な費用、コストがかかるというのであれば、また、事情が変わってくるかもしれないので、執行部に、この数字の把握を今持っているのかということですか。

早川委員から疑義が生じておりますので、説明を求めたいと思いますが、執行部の方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

鹿沼市としましては、副反応疑いの報告に関しましての集計的なものは把握をしております。

ただ現在、鹿沼市としましては、公表を控えてございます。

理由も申し上げてもよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○東城健康課長 はい、理由としましては、副反応疑いの報告につきましては、厚生労働省のQ&Aにおきましても、国で必要な評価と公表を行っており、自治体が個別に公表することを求めておりません。

また、現在、全国的にも、保健所がある自治体以外は、公表をしている自治体はございません。

また、現在本市の件数におきましても少数でございます。

国の公表した情報と連結されると、個人の特定につながる可能性がありますことから、非公表が適当と考えており、今後も公表する予定はございません。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

引き続き各委員の発言を許します。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、今の執行部のご意見とかもお聞きした上で、わかったのですけれども、それで、これは、もともと国の厚生労働省とかでやっているのに、鹿沼市で独自にやるという理由とか、意義とか、そういったところは、ちょっとどうなのだろうなというところは、私は感じています。

○佐藤委員長 ほかの委員の発言を許します。

仲田委員。

○仲田委員 仲田です。

今、執行部の意見を聞いた上なのですが、この陳情を出された方の陳情事項というのは、今、大きく分けて3つがあると、下に書いてありまして、副反応の報告の件数や、3つ目のその申請認定件数を公表するというのは、ちょっと個人情報、特定される恐れがあるということで、私としてはしなくていいのかなと。

ただ、2番目の予防接種健康被害救済制度がありますよというのだけでも、周知することでも意味があるのかなという思いなので、△（さんかく）といったところなのだと思います。

以上です。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、先ほどのご答弁をお聞きして、改めて感じたところでは、その数が少ないという現状から、公表してしまえば、特定をされる、個人情報もう、言い方を変えれば、もうわかってしまうということになるのであれば、そこは控えるべきかなというふうに、逆に思いました。

それで、同じように、仲田委員のおっしゃるとおり、周知があります、例えば、それが国のホームページですという誘導でもいいと思うので、それはあってもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかの委員の発言を許します。

できれば、それぞれの委員から意見は、私も含めて、出していくべきかと、委員長としては考えておりますので、発言されていない方はぜひご意見を伺いたいと思います。

大貫委員。

○大貫委員 私は独断、その情報につながる部分というのは、今、国でもやっている状態、まだ出してない。

実際、鹿沼市もその部分は出すことはないかな。

ただし、救済するという部分というのは、ある程度周知してもいいのではないかと私は思います。

以上です。

○佐藤委員長 引き続き委員の発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい。そうですね。

コロナのときには、保健センターを通じて、県西保健センターと、各それぞれのところで数字を出して行って、自治体ごとというのは、ほぼ数字を出さなくなっていたのですね。

それで、そういう中で、では、これをどういうふうに公表するかということが、今東城課長からお話あったように、個人を特定するということでは、いろいろなトラブルも想定されるのかなというふうに思います。

それで、救済制度の周知というのは、これは確かにやるべきことであるのだと思うのですが、この一括しての部分というのは、ちょっと継続でよく考えてからでもいいのか。

本当は説明者、この陳情者からの説明も、意見をちゃんと聞いてからのほうが、採択するのか、採択しないのかというところは検討するべきだと思うのですが、まずは、今回は継続で、基本的には採択の方向ではいるけれども、いろいろな意見があるという感じで、まとめていくぐらいになってしまうのかなというふうにちょっと思っていました。

○増渕副委員長 俺、抜きか。

○佐藤委員長 いや、最後にまとめればと思ったのですけれども。

○増渕副委員長 寂しい思いな時間、続いている。聞いてもらえないかなとか。

○佐藤委員長 逆に、何か大トリを。

○増渕副委員長 では、委員長だったら。

○佐藤委員長 では、増渕副委員長。

○増渕副委員長 違う、違う。委員長のほうで意見があるので、私が彼の代わりにやりますので、委員長、どうぞ。

○佐藤委員長 はい、私は結論から言うと、この陳情は採択してもいいと思います。

理由としては、隠す必要があるのかなと。

執行部の意見の中で、2つありました。

厚労省では、公表を求めていると。

つまり公表するなどとは言っていないということなのですね、はい。

ですから、出すことに関しての、何か法的な問題というのは、そもそもないということであれば、出さない理由がないのかと。

それで、もう一つ、プライバシーの漏えいにつながるということなのですが、では、例えば、鹿沼市でも年間10件から20件の自殺が出ていますけれども、では、プライバシー、正直、多分わかってしまいますよね。

「いや、どこどこの誰さんが」というのは、皆さんは、場合によっては、いろんな情報が入ってくるかもしれませんよね。

かといって、では、漏えいにつながるからといって、鹿沼市が「今年の自殺件数、何

件でしたか」って、「いや、プライバシーの漏えいにつながるんで、何しろ数が少ないですから」ということは、出さないというふうには、これはならないのだと思いますので、むしろ、この陳情の趣旨としては、副反応というのは、これは残念ながら、どんなものでも、ワクチンというのは、これはあり得ることですし、そうしたときにきちんと救済制度があるということを、やはりこれを徹底していくということが、むしろ不可解な、「これ、これのせいで亡くなったんじゃないか」というような臆測を生まないためにも、私は、正々堂々と、法律的に禁止をされていないものであれば、やはり淡々と、何らやましいこともないわけですから、普通に「何件です」って、「こういう制度は、皆さん御存じないかもしれないですけど」ということは、やはりやっていくということには意義があるのだろうと思っております。

そういった趣旨で、私個人としては、採決には加われないのですが、この陳情に関しては、継続というのも一つ、考えもありますが、私個人は賛成の意見を表明したいと思います。

以上です。

副委員長、ありがとうございました。

○増渕副委員長 それでは、私のほうから委員長に代わってもらいます。

それで、もういいですか、私の。

○佐藤委員長 はい。

○増渕副委員長 それでは、言います。

まず、新型コロナウイルスの副反応の報告なのですけれども、これは件数も少ないと、個人情報の件もありますが、厚生労働省の、先ほど舩生委員が言っていたように、確実にこれだというのがわからないのを、それも市独自で公表するというのは、荷が重すぎるし、では、鹿沼市では認めたのに、よく振り返ってみたら、国では、厚生労働省でこれは副反応ではなかったということの、公表してしまうと大変な重みが、この鹿沼市に乗かってきてしまうので、厚生労働省の指導のもとの、ちゃんとしたマニュアルと、ちゃんとした医師の診断があつて、公表するのならいいのですけれども、疑いがあるのを、先ほど、それかもしれないというまで出してしまうと、それはいけないと思います。

それで、だからといって、今度、被害、被害というか、自分が直らなかつたり、予防接種でなったというようなことを救済する、それは救済するのはあつてしかるべきだと思うので、これは分けて考えなくてはいけないと思うので、前段のほうの副反応の件数は、私は、これは否決というか、それは発表しないほうがいいと思います。

それで、事務局に聞きたいのですけれども、この陳情に関しては、先ほど仲田委員や早川委員が言ったように、こっちは賛成、私もそうなのですけれども、こちらはオーケーという場合に、分けて、陳情を分けてやることはできるのか、その確認をしたいのですけれども、どうでしょう。

○佐藤委員長 事務局から説明を求めます、どうぞ。

○事務局 はい、陳情に関して、今回、3つの陳情事項ということで挙げられていると思います。

その中の一部だけを採択とすることは可能かという質問かと思われます。

こちらですね、この陳情は本会議から委員会、教育福祉常任委員会に付託されていますので、あくまで教育福祉常任委員会での取り扱い、今後の取り扱いは本会議の中で決めることになるかと思われますけれども、議会運営事典等ですね、そういった資料を参考にしますと、議案は不可分であるというところで書いてあるのですけれども、陳情に関しては、その陳情事項に関して、個別に取り上げて、分けて採択をすることはできるというような解釈があるようです。

ただし、そのやり方的には、今回の陳情全てがよしとできないから、不採択をする。

ただ、議会としては、この部分は賛成だから、何か別の働きかけをして、この部分は執行部に要望するよとか、そういったこともできるのが、陳情に対する回答になっておりますので、陳情の中で、一つを採択するというのもできると思われますし、「陳情を不採択にしたからといって、何もやらないんだよ」というわけではない、そういった動きもできるということで、認識しております。

説明は以上です。

○増渕副委員長 はい、ありがとうございました。

何か亀山部長が、俺が言ってしまっているのかな。

ちょうど発言順なので、指してしまいますけれども。

○亀山保健福祉部長 すみません。

1番から3番まである中の1と3の感染の公表の件は、皆さんご意見いただきましたので、市のほうも説明させていただきましたが、2番目の救済措置の説明、市の取り組みというのを、まずお話をさせていただいてから、委員の皆さんに、この陳情に対しての意見というか、採決のほうを受けていただければと思いますけれども、発言させていただいてよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ、許します。

どうぞ。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

(2)の被害救済制度の周知につきまして、本市におきましては、接種券のほうに記載をしております。

また、集団接種会場や医療機関におきまして、個別に、全員にチラシを配布をいたしまして、また、市のホームページにおきましても周知するなど、既に十分な周知を行っております。

それで、今後ですね、これ以上の、今以上に徹底することとございますが、今以上の徹底がもしあるのであれば、逆に、ご意見をちょうだいして検討したいぐらいの、やは

り、ぐらい、周知をしきったなという、いい意味で、ごめんなさい、ご報告したいと思っています。

すみません。

以上で説明を終わります。

申し訳ありません。

○増渕副委員長 そのぐらいいい、そのぐらいいい、そのぐらいいい意見で。

○佐藤委員長 亀山部長、そんなことをおっしゃっていますけれども、そういうことよろしいですか。

○亀山保健福祉部長 はい、よろしくお願いします。

○佐藤委員長 ほかに意見や考え等、阿部委員。

○阿部委員 はい、先ほどもお話ししましたが、これは3つも仕事があって、副反応の報告と、救済制度と、それから、認定の公表ということなのですからけれども、今ずっと話していた中でも、やはりその副反応を市として認めるって、公表できるというのはちょっと難しいのだと思うのですね。

それで、保健センターとか、県とか、あるいは厚労省とか、そうした責任ある発表ができるところにゆだねるというのが基本であって、一地方自治体ということを考えれば、救済制度の周知をすることは可能だと思うのですが、それらも含めて、まず今回は、継続審査にして、その部分を陳情者ともちょっと話す機会があれば話して、その上で、今日の議論のことをお伝えしながら、引き続きやればいいのかと思います。

○佐藤委員長 今阿部委員から、継続という意見も出ておりますが、まず、それを決めないで、まず、ほかに意見がある方はいますか。鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、先ほど2番については、市のほうの対応をお聞きしたのですけれども、では、その、例えば、この副反応報告とか、その公表という部分はしないと思うのですけれども、例えば、市民が問い合わせしたら、この副反応報告、あるいは3番の申請認定とかは、電話で教えてくれるとか、そういったところはある、現状としてはあるのでしょうか。

○増渕副委員長 ないよ、それをやってしまったら、ちょっとな、大変なことになってしまう、個人情報。

○佐藤委員長 どうぞ。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

いかなる問い合わせがございまして、公表は控えさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○鹿妻委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 それでは、これを採択するか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと

思うというときに、「異議あり」と言ってもらって、実際「継続」と言ってもらえば、そっち、採決するので、「異議なし」というと、今、今日ここで○（まる）か×（ばつ）か聞くことになります。

意見も出尽くしたようですので、陳情第1号の取り扱いについて、採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議がありましたので、陳情第1号の取り扱いをどうするか、委員の意見を求めます。

○阿部委員 継続をお願いします。

○佐藤委員長 阿部委員から継続審査とすべき旨の発言が出ていますので、継続審査とするか否かで、挙手採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

陳情第1号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○佐藤委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第1号については、継続審査とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

（閉会 午後 2時31分）